

北区男女共同参画行動計画

第4次

アゼリアプラン

平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度）

平成22年（2010年）3月

北 区



アゼリア (Azalea) は、区の花「つつじ」の英語名です。平成元年に創刊した女性のための啓発情報誌「北区女性だより」の愛称として、公募により選ばれました。平成3年に策定した北区女性行動計画は、ここから『アゼリアプラン』と命名し、現在まで引き継いでいます。

はじめに



東京都北区長 花川 與惣太

男女共同参画社会の実現は、社会が急激に変化し続けている中で、益々その重要性を増している課題です。

国における法制度の整備は進み、人々の男女共同参画への理解は広がりつつあります。しかし、いまだ固定的性別役割分担意識は社会に根強く残っており、女性はその能力と個性を發揮できる環境は十分に整っているとは言えません。また、男性も女性も、仕事と家庭や地域生活との両立が難しい状況があり、少子化や地域コミュニティの希薄化といった問題の一因ともなっています。

男女共同参画社会基本法の施行から10年を過ぎ、私たちには、意識啓発にとどまらず、DV被害者の支援やワーク・ライフ・バランスの実現など、新たな課題の解決につながる取り組みを行うことが求められています。

北区では、平成15年に第3次アゼリアプランを策定し、北区男女共同参画センターの整備をはじめ、様々な施策を実施し、男女共同参画の推進に努めてきました。また、平成18年6月には、すべての人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指し、北区男女共同参画条例を制定したところです。

そして今回、社会状況の変化に対応し、これまでの成果を踏まえながら、平成22年度からの5年間に実施すべき取り組みをまとめた、北区男女共同参画行動計画「第4次アゼリアプラン」を策定しました。

本計画では、条例の基本理念の実現に向けて、様々な課題に対応するための、より実践的な取り組みを掲げました。これらの取り組みを、区民の皆さま、企業や関係団体など、様々な担い手と連携・協働しながら着実に実施することで、男女共同参画の一層の推進を図ってまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただき、ご提言をまとめたいた北区男女共同参画審議会委員の皆さま、貴重なご意見をいただきました北区議会、区民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨と理念.....	2
2 策定の背景 ～第3次アゼリアプラン策定以降～.....	3
3 計画の性格.....	6
4 計画の期間.....	6
5 計画がめざす地域社会の姿.....	6
6 策定にあたっての基本的な考え方.....	6
計画の体系図.....	8
課題ごとの数値目標一覧.....	10

第2章 計画の内容

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会.....	12
課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶.....	12
課題2 生涯を通じた心と体の健康支援.....	18
目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会.....	21
課題1 仕事と家庭生活の両立.....	21
課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備.....	24
課題3 働く場における男女共同参画の推進.....	27
目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会.....	31
課題1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成.....	31
課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進.....	36
課題3 日常生活における男女共同参画の推進.....	38
計画を推進するためのしくみ.....	41
課題1 区の推進体制の充実.....	41
課題2 区民、関係機関等との連携.....	43
計画の評価体系.....	44
計画の見直し.....	45

資 料

男女共同参画推進に関する国内外の動き.....	48
計画策定までの流れ.....	51
東京都北区男女共同参画条例.....	52
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約.....	56
男女共同参画社会基本法.....	63
用語解説.....	68

第1章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨と理念

この計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、北区男女共同参画条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

基本理念（北区男女共同参画条例第3条から要約）

- ① すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- ③ すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- ④ あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- ⑤ すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- ⑥ すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- ⑦ 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

2 策定の背景 ～第3次アゼリアプラン策定以降～

男女共同参画社会をめざす行動計画「第3次アゼリアプラン」の策定（平成15年6月）以降、少子高齢化は一層進み、IT化の進展による対人コミュニケーションの変化、経済情勢の変動による雇用の不安定化など、社会状況は急激に変化し続けています。

男女共同参画の視点で見ると、法制度の整備や施策の進展もあり、女性の権利や活躍の場は拡大してきましたが、その意欲や能力を活かせる環境は充分整っているとは言えません。

また、固定的な性別役割分担意識は、依然として、身近なところから社会の様々な場面に残っています。

こうした状況の下で、DVなど暴力の根絶、仕事と生活の調和の推進、女性のチャレンジ支援など様々な課題への取り組みの充実と、新たな取り組みを行うことが求められています。

（1）北区の取り組み

北区では、平成15年（2003年）に男女共同参画社会の実現に向け、区の施策の総合的な推進を図るために、男女共同参画社会をめざす行動計画「第3次アゼリアプラン」を策定しました。この計画は、平成8年（1996年）に策定した「第2次アゼリアプラン」に続くもので、7年間を計画期間とし、男女共同参画を推進する事業に取り組んできました。

平成16年（2004年）には、男女共同参画推進の拠点施設である男女共同参画センターを北とびあに移設し、名称も「北区女性センター」から「北区男女共同参画センター」（愛称スペースゆう）と改称しました。

平成18年（2006年）6月には、「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けた基盤整備を行ないました。同年10月には、「北区男女共同参画審議会」を、翌平成19年（2007年）には、「北区男女共同参画苦情解決委員会」を設置しました。

また、この間の社会情勢の変化に伴う区民ニーズを的確に把握し、第4次アゼリアプラン策定の基礎資料とするため、平成20年（2008年）には、男女共同参画に関する意識意向調査を実施しました。

こうした経緯を踏まえ、平成20年（2008年）10月に、区長より北区男女共同参画審議会に対し北区アゼリアプランの改定について諮問を行い、平成21年（2009年）4月、「北区男女共同参画行動計画「第4次アゼリアプラン」のための提言」として答申がありました。同年9月に第4次アゼリアプラン中間のまとめを策定し、10月には第4次アゼリアプラン中間のまとめについてパブリックコメントを実施しました。

(2) 世界の動き

男女共同参画社会の実現については、国連を中心とした取り組みが展開されてきました。

平成 15 年（2003 年）に、「女子差別撤廃委員会」（ニューヨーク）において女子差別撤廃条約の実施状況に関する日本のレポートが審議されました。9 年ぶりに行われた審査では、法整備の進展に対する評価をするとともに、それらの着実な実施や意思決定への参画、固定的性別役割の払拭等への更なる努力が期待されていました。しかし平成 21 年（2009 年）に発表された第 6 回日本審査の総括所見では、前回（2003 年）の審査後に出された勧告への対応が不十分とし、民法の差別的規定の改正や女性の雇用環境の改善などが改めて求められています。

平成 17 年（2005 年）に開催された、第 49 回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）では、「第 4 回世界女性会議（北京会議）」から 10 年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文章」の実施状況を評価し、さらに推進していくための今後の戦略や課題について協議されました。

(3) 国の動き

国では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 17 年（2005 年）に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定されました。12 の重点分野を掲げ、平成 32 年までを見通した施策の基本的方向と 22 年度末までに実施する具体的施策が提示されています。

配偶者からの暴力については、平成 19 年（2007 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の 2 度目の改正が行われ、保護命令制度が拡充されたほか、区市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能の整備が努力義務とされました。改正配偶者暴力防止法の施行に合わせて、平成 20 年（2008 年）に基本的な方針が改定されています。

また、男女共同参画推進本部では、平成 13 年（2001 年）から毎年 11 月 12 日～25 日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、国、地方公共団体、女性団体、その他関係機関が協力・連携し、女性に対する暴力を根絶するための意識啓発に取り組んでいます。

平成 17 年（2005 年）には、男女がその個性と能力を十分に発揮し、子育て等により一旦就業を中断した女性の再就職・起業等を総合的に支援するための「女性の再チャレンジ支援プラン」が策定されました。

平成 18 年（2006 年）の「男女雇用機会均等法」の改正では、男女双方に対する差別、間接差別、妊娠・出産等を理由とする解雇やその他不利益取扱いを禁止しました。

平成 19 年（2007 年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成 20 年（2008 年）には「新待機児童ゼロ作戦」の決定や「女性の参画加速プログラム」の策定など、仕事と生活の調和の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識改革の三つを一体として推進

することを基本的方向として打ち出しています。

平成 21 年（2009 年）には、次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている、男女がともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、「育児・介護休業法」が改正されました。

（4）東京都の動き

東京都では、平成 18 年（2006 年）に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。平成 20 年（2008 年）の改定では、区市町村における基本計画策定、支援センター機能整備が努力義務とされたことから、「区市町村における配偶者暴力対策充実のための支援」と「相談から自立まで、被害者の視点に立った切れ目のない支援」の 2 つを施策推進の中心的な視点としています。

また、平成 19 年（2007 年）に男女平等参画のための東京都行動計画を改定し、「チャンス&サポート東京プラン 2007」を策定しました。この行動計画は、めざすべき男女平等参画社会の実現に向けて「『仕事と生活の調和』の推進」、「女性のチャレンジ支援の推進」の考え方を踏まえ、①雇用の分野における参画の促進、②仕事と家庭・地域生活の調和の推進、③配偶者等からの暴力の防止、の 3 つを重点課題としています。

3 計画の性格

- (1) この計画は、平成 15 年度から平成 21 年度までに取り組んだ男女共同参画社会をめざす行動計画「北区アゼリアプラン」に続く、第 4 次の行動計画です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第 10 条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。
- (4) この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけられます。

4 計画の期間

平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 か年計画とします。

5 計画がめざす地域社会の姿

この計画では、条例の基本理念に従い、3つの地域社会の姿を目標としてイメージし、その実現をめざして男女共同参画を推進します。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
- (2) 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
- (3) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

6 策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 目標の実現に向け、今後 5 年間に優先的に行う取り組みを計画化します。
- (2) 区民、企業、関係機関、NPO など様々な担い手との連携・協働に重点を置いて取り組みを進めます。
- (3) 計画の実効性を高めるため、数値目標を設定するほか、進捗を管理・評価するしくみを整えます。

計画の体系図

目 標

課 題

目標1

人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

1 あらゆる暴力・暴言の根絶

P12

2 生涯を通じた心と体の健康支援

P18

目標2

仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

1 仕事と家庭生活の両立

P21

2 子育てや介護を安心して行うための環境整備

P24

3 働く場における男女共同参画の推進

P27

目標3

男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成

P31

2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

P36

3 日常生活における男女共同参画の推進

P38

計画を推進するためのしくみ

1 区の推進体制の充実

P41

2 区民、関係機関等との連携

P43

施策の方向

- DVの防止
- セクハラ・パワハラ防止
- 相談体制の整備と自立支援
- メディアによる人権侵害の防止
- 児童虐待・高齢者虐待の防止

- 妊娠・出産期における支援
- 健康づくりへの支援
- 健康に安心して生活するための支援

- 企業への働きかけと支援
- 男女がともに担う家庭生活
- いつでもどこでも情報を得られる環境

- 子育て支援の充実
- 多様な保育サービスの提供
- 介護をサポートするしくみづくり

- 女性の就労支援
- 女性の起業支援
- ポジティブアクションの推進

- 育ちの場における男女共同参画意識の形成
- 地域における男女共同参画意識の形成
- 家庭における男女共同参画意識の形成

- 政策・方針決定の場への参画促進
- 管理・監督者への登用と職域の拡大

- 身近な生活場面における男女共同参画
- 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大
- 男女がともに自立し生活するための支援

- 職員の意識啓発
- 計画の進捗管理
- 拠点施設の機能強化

- 区民・関係機関等との連携

■ 課題ごとの数値目標一覧

	課題	指標	現状値	計画期間中の目標値
目標1	1 あらゆる暴力・暴言の根絶	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・公共機関に相談した人の割合 (男女共同参画に関する意識・意向調査)	平成20年度 11.6%	平成25年度 30%
	2 生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合 (男女共同参画に関する意識・意向調査)	平成20年度 男性80.1% 女性71.5%	平成25年度 男女とも100% に近づける
目標2	1 仕事と家庭生活の両立	「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業所数	平成21年度 24社	平成26年度 80社
	2 子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数 (北区保育計画)	平成21年4月1日 5,128人	平成26年4月1日 5,793人
	3 働く場における男女共同参画の推進	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業 (北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート)	平成20年度 取り組んでいる 52.9%	平成26年度 60%
目標3	1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合 (男女共同参画に関する意識・意向調査)	平成20年度 49%	平成25年度 60%
	2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の割合	平成20年度 26.9%	平成26年度 40%
	3 日常生活における男女共同参画の推進	男女共同参画条例、男女共同参画センターの認知度 (男女共同参画に関する意識・意向調査)	平成20年度 条例 18.6% センター15.4%	平成25年度 条例 60% センター60%

※男女共同参画に関する意識・意向調査は平成25年度実施予定

第2章 計画の内容

目標 1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

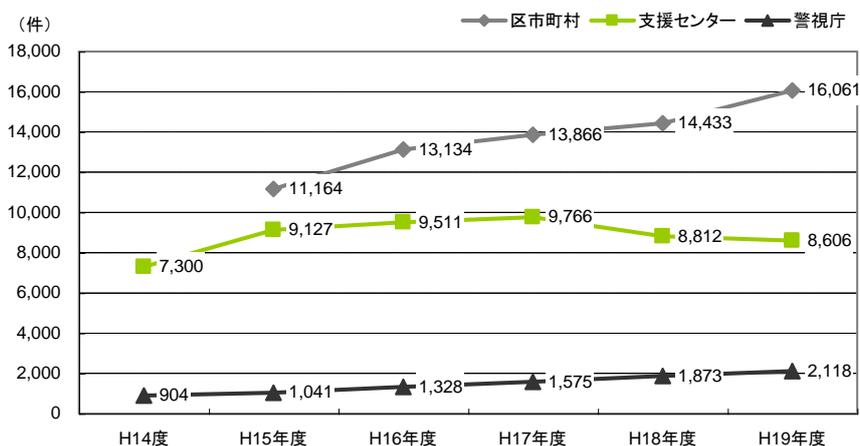
課題 1 あらゆる暴力・暴言の根絶

配偶者や恋人など親しい関係にある者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス※、以下「DV」という）、ストーカー行為※、セクシュアル・ハラスメント※など主に女性が被害者となる暴力・暴言は、決して許されるものでなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

しかし、暴力・暴言が人権侵害だと認識していない人々が、男女ともまだ多数存在します。特に DV は、親密な関係の間で、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、被害者の救済を困難にしてきました。

法制度が整い、DV への関心と理解が少しずつ高まってきたこともあり、DV に関する相談件数は年々増える傾向にあります。

◆東京都の配偶者暴力相談件数の推移（東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁）



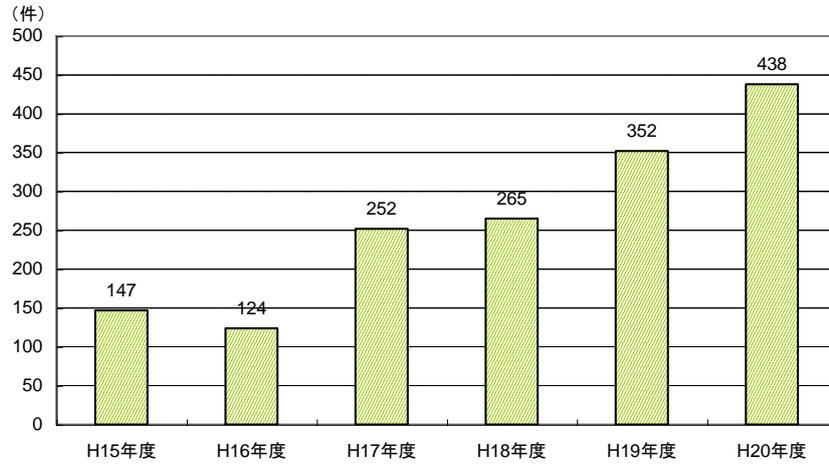
資料：東京都 生活文化スポーツ局 東京の男女平等参画データ 2009（平成 21 年）

※ドメスティック・バイオレンス：ここでは、夫から妻、恋人関係など親密なパートナーから受ける暴力という意味で使用します。暴力は、身体に対する暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれます。「首を絞める」「物を投げつける」などの身体的暴力、「人格を否定するような暴言をまく」「無視する」などの精神的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力などがあります。

※ストーカー行為：同一の者に対し「つきまとい行為等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と「ストーカー規制法」では規定しています。「つきまとい行為等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨根の感情が充足する目的で、その特定の者または家族に対して行う、「待ち伏せ」「交際の要求」「無言電話」「乱暴な言動」等の行為を規制しています。

※セクシュアル・ハラスメント：相手を不快にさせる性的言動のことで、女性が被害者に限定されることはなく、男性も被害者になり得ます。発言も含め、体に触る、しつこく性的関係を強要する行為などのほか、性的経験や異性経験の噂を流すなどが該当します。

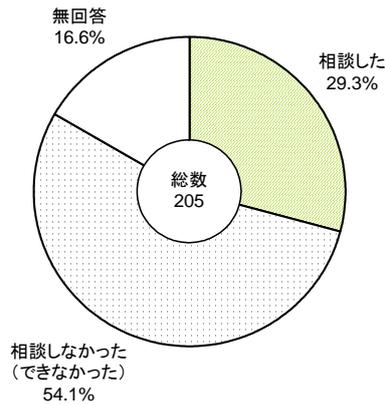
◆北区のDV相談件数の推移



資料：北区男女共同参画推進課調べ

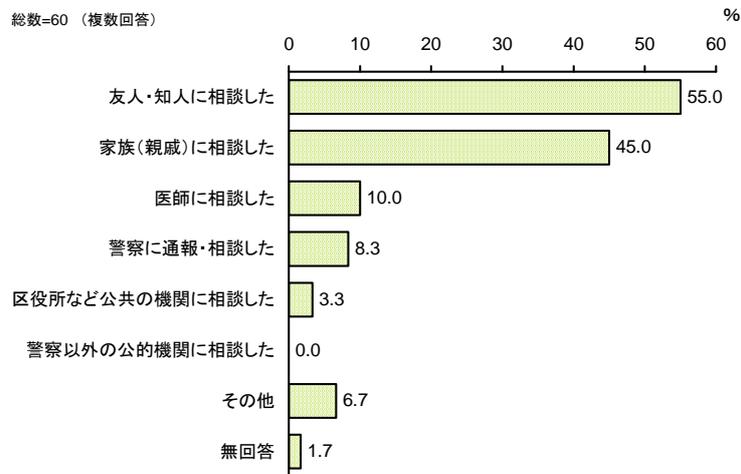
自分が被害者だと気づかないまま暴力を受け続ける人や加害者への恐怖心や経済的な不安などから声をあげられない人、「被害者が悪い」とする周りの人々の認識不足など、表面に出てこない被害も多くあると思われます。

◆配偶者（元配偶者を含む）や恋人などのパートナーからのDVを相談した人の割合



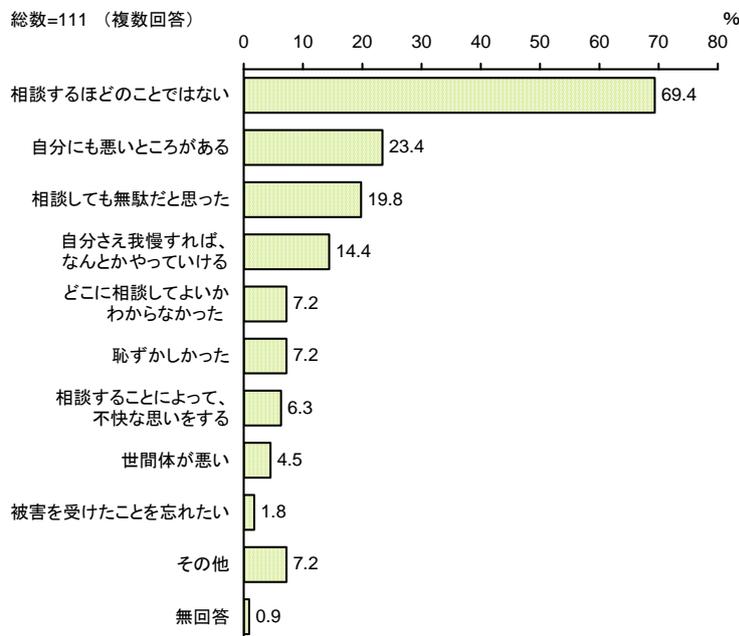
※「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」の＜DVを受けた経験の有無＞で「ある」と答えた人が対象
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査(平成20年)

◆DVの相談先



※「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」の<相談の有無>で「相談した」と答えた人が対象
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査(平成20年)

◆配偶者(元配偶者を含む)や恋人などのパートナーからのDVを相談しなかった、できなかった理由



※「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」の<相談の有無>で「相談しなかった(できなかった)」と答えた人が対象

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査(平成20年)

DV が起きている家庭では、同居する子どもにも直接被害が及んだり、心に深い傷を与えるなど、児童虐待が合わせて起きている場合が多くあります。

高齢者虐待では、介護する家族の介護に対する不安や疲労、ストレスの蓄積などから虐待に至る場合のほか、長い間の家族の上下関係がもとになっている場合など、様々な要因が考えられます。

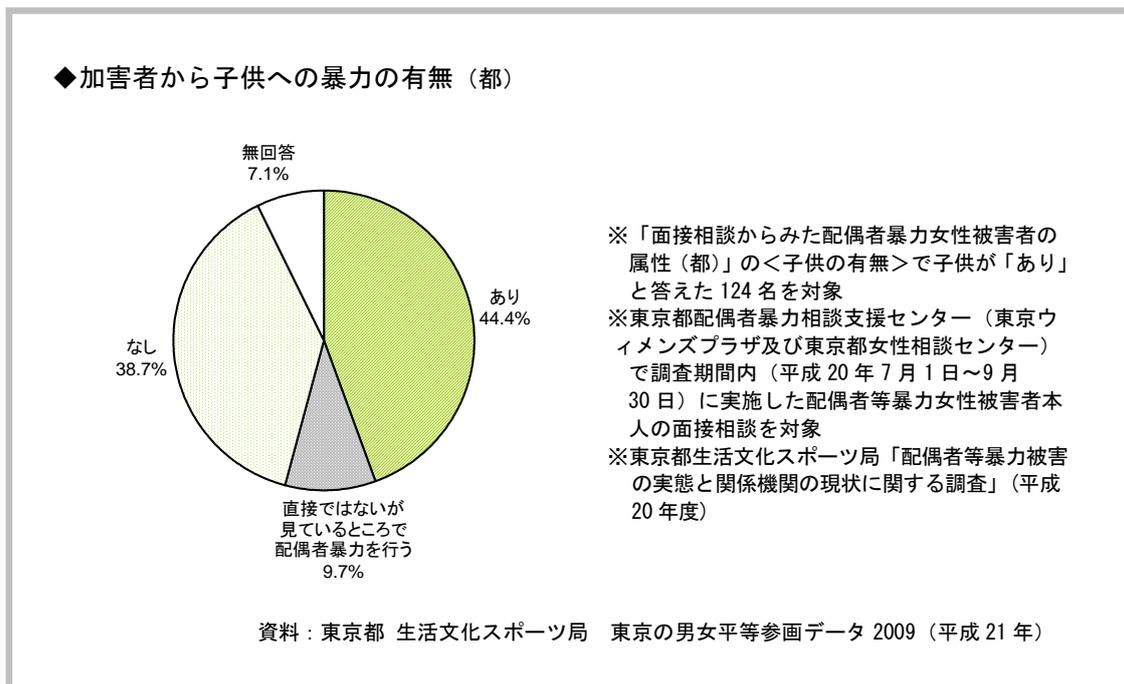
暴力をなくし、暴力防止への理解を広げていくためには、様々な機会を捉えて幅広い普及啓発活動を行う必要があります。警察や医療機関、民間団体などとの連携を強めながら、被害者の早期発見から自立まで、切れ目のない支援を行うことが重要です。

また、DV 加害者への対策については国や東京都においても、有効な対策が打ち出されているとは言えず、今後の研究が必要な課題です。

メディアへの対応では、テレビやインターネットなど、様々な情報メディアから流される暴力表現や、女性や子どもの性を商品のように扱う表現は、人権を侵害するとともに、性に対する誤ったイメージを社会に広める可能性があります。

こうした表現を改めていくために、情報の受け手が、メディアの流す情報に惑わされることなく、正しい判断と意思表示ができる力を身につけることが必要です。

また、個人情報流出することで、人権が侵される場合もあることから、情報の扱いには十分留意することが求められます。



【課題1「あらゆる暴力・暴言の根絶」における数値目標】

指 標	現状値	計画期間中の目標値
過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・公共機関に相談した人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査） ※男女共同参画に関する意識・意向調査は平成25年度実施予定	平成20年度 11.6%	平成25年度 30%

【施 策】

施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課
DVの防止	1 被害者・加害者を生まない意識づくり	DV防止への理解を広く区民に促すために、講座、パンフレット・情報誌を活用して意識啓発を行います。 高校生・大学生など若年層に向けて、デートDV※についての啓発を行います。	男女共同参画推進課
	2 加害者対策の研究	東京都や先駆的なNPO※と連携して、DV加害者の更正プログラムの研究を行います。	男女共同参画推進課
相談体制の整備と自立支援	3 DV相談の充実と自立支援	DVによる被害を潜在化させないよう相談体制を充実するほか、男性相談の実施を検討します。 また、被害者の負担を軽減するために、同行支援を導入します。 精神的な自立を図るための自助グループの活動を支援していきます。	生活福祉課 男女共同参画推進課
	4 緊急一時保護	配偶者からの被害を受け、緊急に避難が必要な女性やその子を、東京都や民間シェルター※と連携して一時保護するほか、ホテルへの一時避難を支援します。	生活福祉課
	5 関係機関の連携強化	医療機関、民生委員・児童委員、警察、関係機関と配偶者からの暴力防止連絡協議会を通して情報交換を行うほか、日常の連携を強め、被害者の早期発見・支援につなげます。 外国籍被害者への対応について、NPOと連携を行っていきます。	男女共同参画推進課
	6 配偶者暴力防止計画の策定	配偶者暴力防止計画の策定に向けた検討を行います。あわせて配偶者暴力相談支援センターの設置を検討します。	男女共同参画推進課

施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課	
児童虐待・高齢者虐待の防止	7	早期発見と関係機関の連携強化	要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関相互の連携強化を図ります。高齢者について地域包括支援センターを中心に見守りネットワークを広げていきます。	高齢福祉課 子育て支援課
	8	虐待を生まない環境づくり	児童虐待や、高齢者虐待に関する相談体制を充実し、虐待の早期解決と再発防止を図ります。また保育園・児童館、障害者施設、介護施設の職員に対し研修を実施し、知識の普及と意識啓発を行います。	高齢福祉課 障害者福祉センター 子育て支援課 保育課 男女共同参画推進課
セクハラ・パワハラ	9	セクハラ・パワハラ	セクハラ・パワハラ※の防止に向け、企業向けにパンフレット・情報誌や講座により意識啓発を行ないます。男女共同参画苦情解決制度について周知するほか、東京労働局・東京都労働相談情報センターへの適切な取次ぎを行います。	男女共同参画推進課
メディアによる人権侵害の防止	10	メディアの持つ特性の理解促進	インターネットなどのメディアを正しく使いこなす能力を授業を通して養います。また、講座やパンフレット・情報誌を活用して、メディアによる暴力的・差別的表現を読み取る力を養います。	男女共同参画推進課 教育指導課

※デートDV：恋人同士など、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。親密な相手を思い通りに動かすために身体的暴力、言葉による心理的感情的暴力、性的暴力、経済的暴力など複合的に使われるあらゆる種類の暴力をいいます。

※NPO：nonprofit organization（民間非営利団体）の略で、特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動しています。

※シェルター：DVなどの暴力から逃れて、緊急一時的に避難する場所のこと。公的には婦人保護施設などがあるが、不足していることや柔軟な対応の必要性から、民間やボランティアで運営されているところもあります。

※パワハラ：パワー・ハラスメントの略。会社などで権力や地位を利用した嫌がらせで、性別に関わらず起こるものです。しかし、男女間でのパワハラの中には性的な嫌がらせも多く存在し、かつては男性優位の多くの職場では、男性上司から女性への交際の強要や性的な接触がしばしば起こり、女性が訴えても周囲からは女性が悪いと見られる風潮がありました。このため女性が退職に追い込まれることも多く、セクハラとして問題になりました。

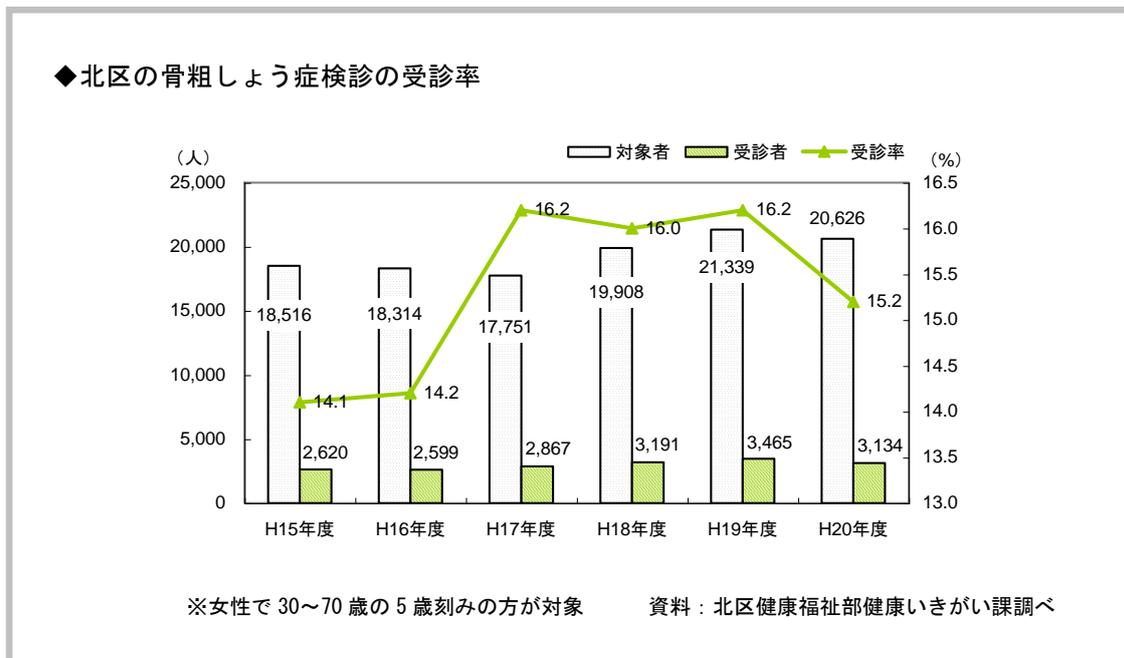
課題 2 生涯を通じた心と体の健康支援

思春期や高齢期など生涯を通し、男女がともに自分や相手の体の特徴や機能の理解を深め、互いに思いやりを持ちながら、健康に生涯を過ごしていくことは、男女共同参画を進める上でも、とても重要なことです。

女性にとって妊娠や出産期は、大きな節目であり、健康で安心して子どもを産むことができることが大切です。

しかし少子化の影響による産科医の減少で、出産施設のある病院が身近にないなど、地域によって医療施設が偏る状況もあり、妊娠出産期を安心して迎えられる医療体制を充実することが、切実に求められています。

また、男女によってかかりやすい病気が異なる*ことなどから、それぞれに合った検査の充実や情報提供が必要です。



生涯を通じて心も体も健康に過ごすためには、普段から健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、区民が気軽に健康づくりに取り組める環境の整備や健康診断の受診率を高める工夫を行っていかねばなりません。

また、ストレスなどにより心の健康が損なわれることが問題となっており、メンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。

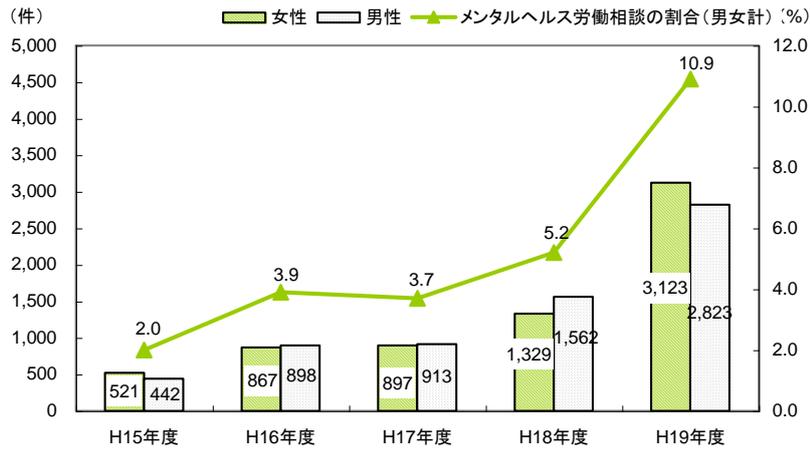
*男女によってかかりやすい病気が異なる：1980年代以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから、性差医療が始められました。性差の例として狭心症があります。男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いですが、女性は心筋の微小な血管の流れが悪くなることによるものが多いことなどがあります。

◆過去1年間に健康診断を受けた人の割合

	区 健康診断	勤務先	通学先	自費で医療機 関に行って	受けな かった	その他	無回答
全体(895)	24.9	33.0	1.8	15.4	18.9	2.9	3.1
男性(382)	20.4	41.1	1.6	17.0	15.2	3.4	1.3
女性(492)	28.9	27.2	2.0	13.4	21.1	2.6	4.7

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査(平成20年)

◆メンタルヘルス労働相談件数及び相談割合の推移(都)



※労働相談全体に占める割合

資料：東京都生活文化スポーツ局 東京の男女平等参画データ2009(平成21年)

【課題2 「生涯を通じた心と体の健康支援」における数値目標】

指 標	現状値	計画期間中の目標値
過去1年間に健康診断を受けた人の割合 (男女共同参画に関する意識・意向調査) ※男女共同参画に関する意識・意向調査は平成25年度実施予定	平成20年度 男性80.1% 女性71.5%	平成25年度 男女とも100%に 近づける

【施 策】

施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課
妊娠・出産期における支援	11 妊産婦健診の充実	女性が安心して妊娠・出産期を過ごせるよう、妊産婦健康診査を受けるための支援を行います。	健康いきがい課
	12 情報提供と男性の理解促進	妊産婦に対し、出産前後の不安の解消のために、保健医療に関する情報を提供するとともに、父親となる男性向けの講座や冊子などで父親の育児参加を促進します。	健康いきがい課 子育て支援課
	13 出産後のケア	出産後のうつや育児不安を解消するため、保健師・助産師による訪問指導やヘルパーによる家事や育児の援助を行います。	健康いきがい課 子育て支援課
健康づくりへの支援	14 区民健診の受診促進	乳がんや子宮がん、骨粗しょう症など女性に多い疾病について健康診断の受診率向上のための啓発や、受診しやすい体制・制度の整備を行います。	国保年金課 健康いきがい課
	15 健康増進のための支援	男女がともに生涯健康に過ごすために、健康づくり応援団や生活習慣病予防講座への男性の参加を進めます。	健康いきがい課 保健予防課
健康に安心して生活するための支援	16 性差を考慮した情報提供	女性特有の疾患の予防・早期発見を図るため、情報誌や講座による情報提供や、女性の健康相談を通して正しい知識の普及を図ります。	健康いきがい課 男女共同参画推進課
	17 からだと心の健康の保持	保健師や臨床心理士によるからだと心の健康についての相談体制を充実します。	健康いきがい課 障害福祉課 男女共同参画推進課
	18 エイズや感染症などの情報提供	エイズや性感染症を予防するための教育、相談、検査を行います。また、思春期の子ども達に自分や自分の体を大切にすることについて、様々な機会を通じ伝えていきます。	保健予防課 教育指導課
	19 医療体制の充実	全国市長会や特別区長会を通して、周産期医療※の充実や医療の地域的な偏在の解消を、国や東京都など関係機関へ要望していきます。	健康福祉課 男女共同参画推進課

※周産期医療：周産期とは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいいます。この期間、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など母体、胎児等の生命に関わる事態が発生することがあります。周産期を含めた前後の期間における突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現しています。

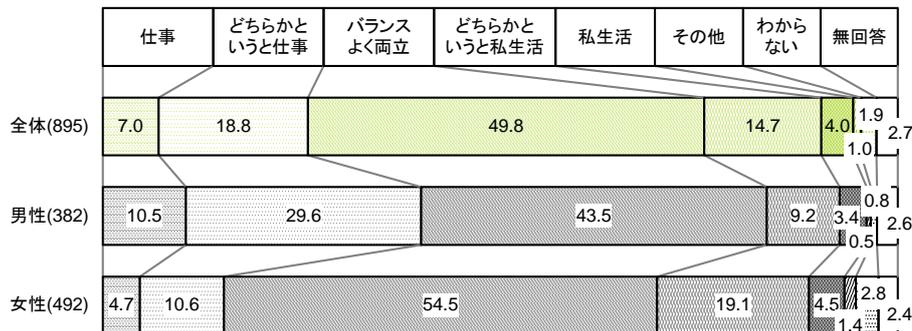
目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会をめざします。

課題1 仕事と家庭生活の両立

国は、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定しました。その背景には、働き方の二極化や、共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が残り、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況など、様々な課題があります。

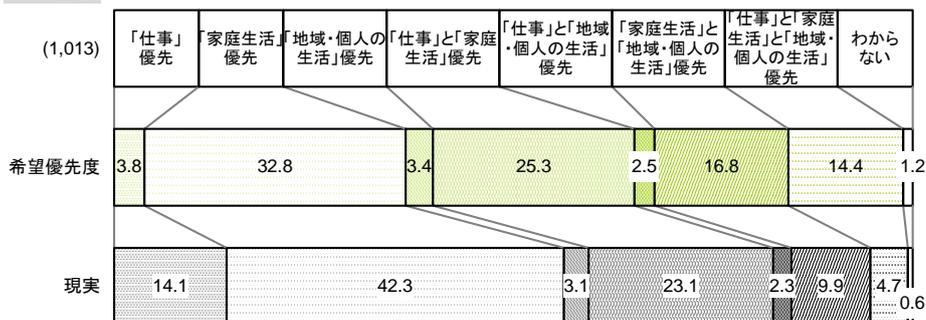
◆仕事と私生活の両立についての考え方



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査(平成20年)

◆「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の関わり方（希望優先度と現実）（都）

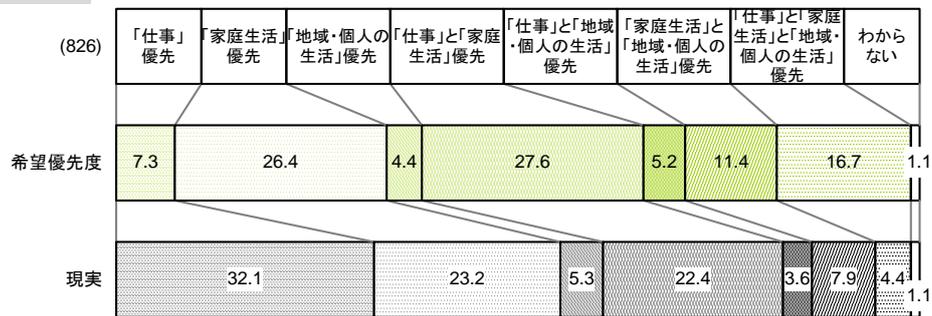
【女性】



資料：内閣府男女共同参画局「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査の詳細結果（男女別、年齢別）について」（平成20年8月）

◆「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の関わり方（希望優先度と現実）（都）

【男性】



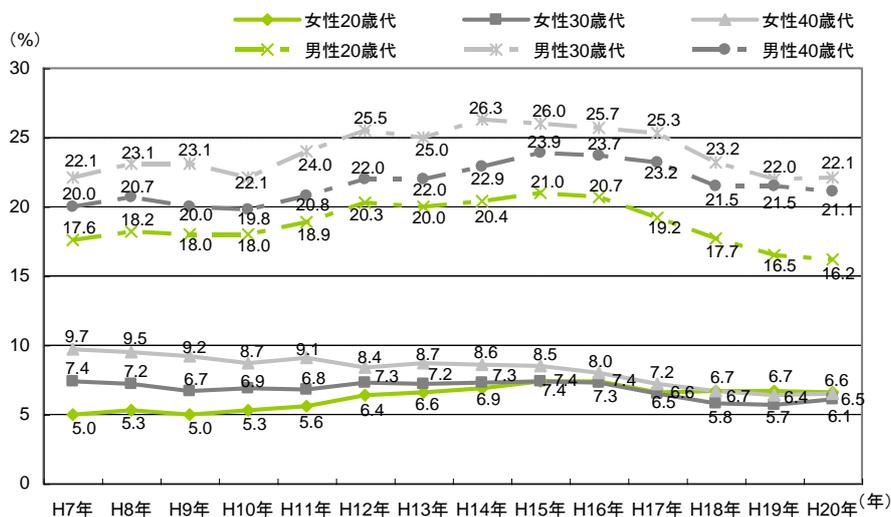
資料：内閣府男女共同参画局「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査の詳細結果（男女別、年齢別）について」（平成20年8月）

働く人とその家族が、仕事と家庭生活をバランス良く両立させていくためには、男性の長時間労働など、従来の働き方の見直しを進め、男女がお互いに協力して家事や育児を分担することなどが重要です。また、時間的な余裕を地域活動への参加に振り向ければ、地域の活性化にもつながります。

ワーク・ライフ・バランスを進めることは、企業にとっても、優秀な人材を確保する、従業員を定着させる、企業のイメージアップや社会的評価を向上させるなど、様々なメリットがあります。

企業が厳しい競争を勝ち抜くため、効率性と生産性を上げることを追求する中で、雇用環境は景気後退の影響もあり、非常に厳しい状況にさらされています。こうした状況の中でこそ、企業の経営者も働く者も、ワーク・ライフ・バランスの必要性、それがもたらす様々なメリットを考え、理解することが求められます。

◆フルタイム労働者に占める週60時間以上働く者の割合の推移（全国）



資料：平成21年度版 男女共同参画白書

【課題1「仕事と家庭生活の両立」における数値目標】

指 標	現状値	計画期間中の 目標値
「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業所数	平成21年度 24社	平成26年度 80社

※とうきょう次世代サポート企業：東京都が仕事と家庭の両立に積極的に取り組んでいる企業を認定し、支援する制度です。

【施 策】

施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課	
企業への働きかけと支援	20	ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な、働き方の見直し、育児・介護休業の取得促進、経営者のリーダーシップなど意識啓発のための講座の開催や、パンフレット・情報誌を活用した情報提供を行います。	産業振興課 男女共同参画推進課
	21	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業を顕彰し、その取り組みを広くPRするほか、国や東京都の支援制度への誘導を行います。また、融資やプロポーザル方式※での優遇など、推進企業へのインセンティブ※を検討します。	契約管財課 産業振興課 男女共同参画推進課
男女がともに担う家庭生活	22	男性の子育て・家事参加支援	男性が子育てや家事に関心を持ち、知識や技術を身につける講座を、参加しやすい日時・場所を設定して開催するほか、男性のグループづくりを支援します。	健康いきがい課 男女共同参画推進課
	23	法制度の充実の要望	全国市長会や特別区長会等を通して、育児・介護休業、男女の均等待遇などの一層の制度充実・法整備を国や東京都など、関係機関へ要望していきます。	産業振興課 男女共同参画推進課
いつでもどこでも情報を得られる環境	24	情報提供の場の設置	区民が、男女共同参画に関する情報を、保育園や商店街など身近な場所で得られるよう、情報コーナーの設置を進めます。	産業振興課 保育課 男女共同参画推進課
	25	働く人への情報提供	働いたり、育児・介護などを行う上で必要な法律・制度などをまとめた（仮称）社会人手帳を作成し、新成人などに配付します。また、企業を通して子育て支援や介護の情報が得られるよう、企業向けの情報提供の手段を検討します。	男女共同参画推進課

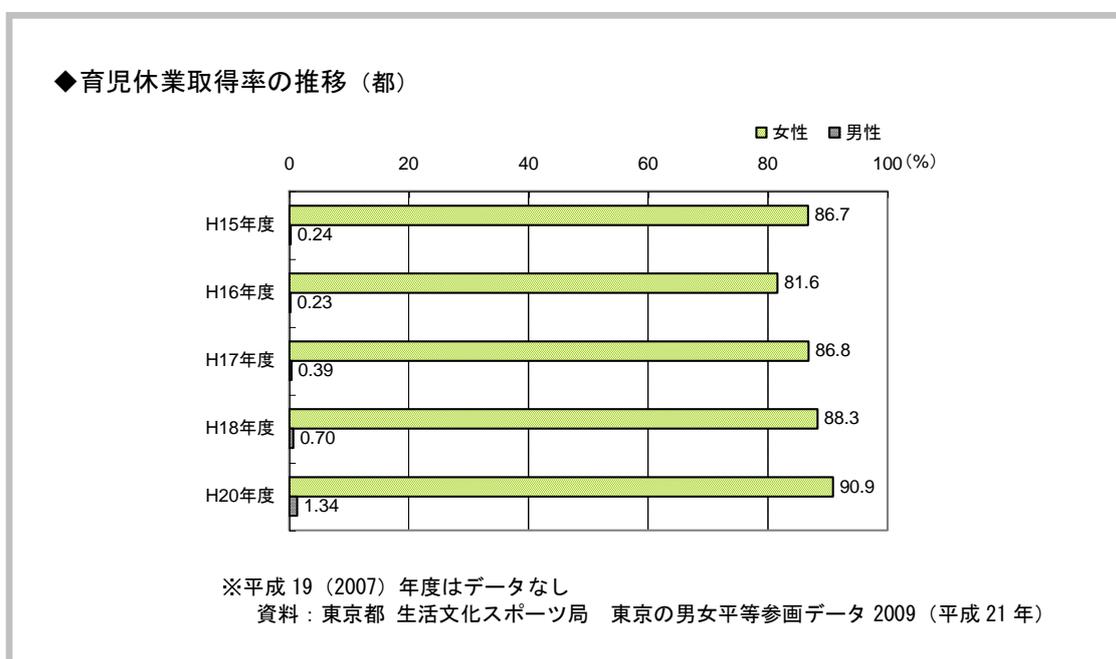
※プロポーザル方式：事業課の基本計画に基づいて、一般公募または複数の事業者を指名して企業者に図面以外の所定内容に対する発想を提出してもらい、それを複数の審査員が審査して事業者を選定する方法をいいます。

※インセンティブ：特定の行動を促す動機づけ、誘因のこと。ここでは、企業が積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組むための動機づけを意味します。

課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備

少子高齢化が進み、個人と地域の関わりが薄くなっている中で、仕事と家庭生活を両立するためには、子育てや介護を地域社会全体の問題としてとらえる必要があります。不安や孤独感をひとりで抱えこむことなく、安心して子育てや介護を行える環境を整えることが重要です。

企業には、男女に関わらず育児・介護休業を取りやすくするための取り組みや、行政サービスの状況を提供するなど、働く人々が、それぞれにあった働き方を選択できるようにするとともに、「仕事も家庭も大切にする」という意識を根づかせることが求められます。



北区は 23 区の中でも高齢化が進んでおり、今後、介護の需要が伸びていくことが予測されます。

介護保険制度が施行されて以来、様々な介護サービスが導入されてきましたが、家庭での介護は依然として女性が担っていることが少なくありません。

施設の整備のほかに、様々なニーズに応えていくためには、元気な高齢者や団塊の世代の参加、地域の企業の協力を得て、地域でサポートする仕組みをつくっていく必要があります。

また、家族で介護していく中での男性や単身者による介護の際の新たな問題や、施設介護サービスの中身についてなど、きめ細かい情報提供を行い、区民や企業の理解を広げていかなければなりません。

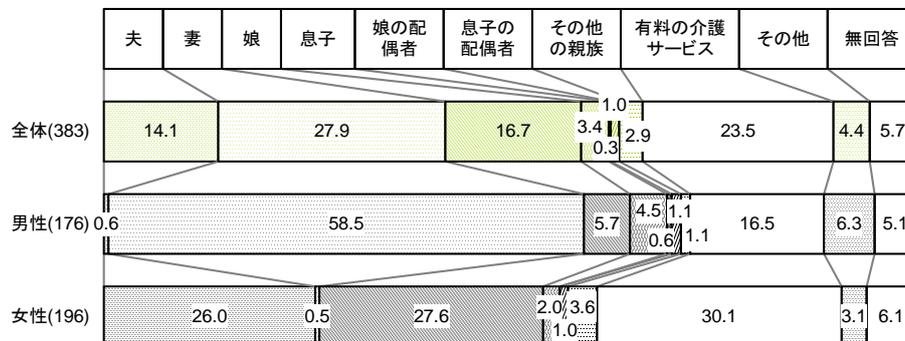
◆北区の年齢3区分別人口の推移

	実績値			推計値		
	平成15年	平成18年	平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
総人口	315,964	316,693	319,186	318,597	318,155	316,324
年少人口 (0~14歳)	30,618	30,475	31,052	31,489	31,730	31,971
生産年齢人口 (15~64歳)	217,778	214,525	211,179	209,295	208,456	202,237
高齢者人口 (65歳以上)	67,565	71,690	76,952	77,813	77,969	82,116
高齢化率	21.40%	22.60%	24.10%	24.40%	24.50%	26.00%

※平成15年・18年・21年は実績値（住民基本台帳をもとにした1月1日現在のデータ）
平成22年・23年・26年は推計値。（平成20年度版北区行政資料集より）

資料：北区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（平成21年度～23年度）（平成21年）

◆在宅で介護を受けるとき、介護してもらいたい人



※「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」の「介護が必要になった場合にどのように介護してもらいたいか」で経験が「在宅で介護を受けたい」と答えた383名を対象

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成20年）

【課題2「子育てや介護を安心して行うための環境整備」における数値目標】

指 標	現状値	計画期間中の目標値
保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数（北区保育計画）	平成21年4月1日 5,128人	平成26年4月1日 5,793人

※北区保育計画：待機児童解消のための取り組みを具体的に推進していくための計画です。

【施 策】

施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課	
子育て支援の充実	26	子育て家庭への支援	子育てを支援し、地域への参加をすすめるため、子育て支援サービスや児童館・育ち愛ほっと館を活用した子育て応援団事業を充実します。	子育て支援課
	27	地域で支えるしくみづくり	ファミリーサポート制度を充実するほか、子育て家庭の交流を図り、地域で子育てを支援するしくみづくりを進めます。	子育て支援課
	28	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の生活支援や、就労による資格取得のための支援など、自立に向けての支援を行いません。	生活福祉課 子育て支援課
	29	相談体制の充実	育児や子どもの発達など様々な不安や悩みにこたえ、安心して子育てが行えるよう、子育てに関する相談体制を充実します。	健康いきがい課 障害者福祉センター 子育て支援課 保育課 教育指導課
多様な保育サービスの提供	30	保育サービスの充実	女性の就労を支援するため、公立保育所における受け入れ児童数の増や認可保育所、認証保育所及び家庭福祉員の増設により、保育サービスを充実します。	保育課
	31	就労形態に合わせた保育サービス	延長保育、休日保育、病後児保育など、多様な働き方に合わせた保育サービスを充実します。	保育課
	32	就学後の支援	保育園から小学校へ、親子ともにスムーズに生活が移行でき、安心して就労ができるよう学童クラブの充実を図ります。	子育て支援課
介護をサポートするしくみづくり	33	地域で支えるしくみづくり	地域包括支援センターを中心とした地域のネットワークに加え、生活援助サービスなどにより、介護する家族や介護に進みそうな高齢者のいる家族を支援するしくみを充実します。	高齢福祉課
	34	職場復帰のための支援	介護者が職場復帰するための資格取得の支援や、NPOなど経験や技能を活かせる活動の情報提供を行います。	男女共同参画推進課

課題3 働く場における男女共同参画の推進

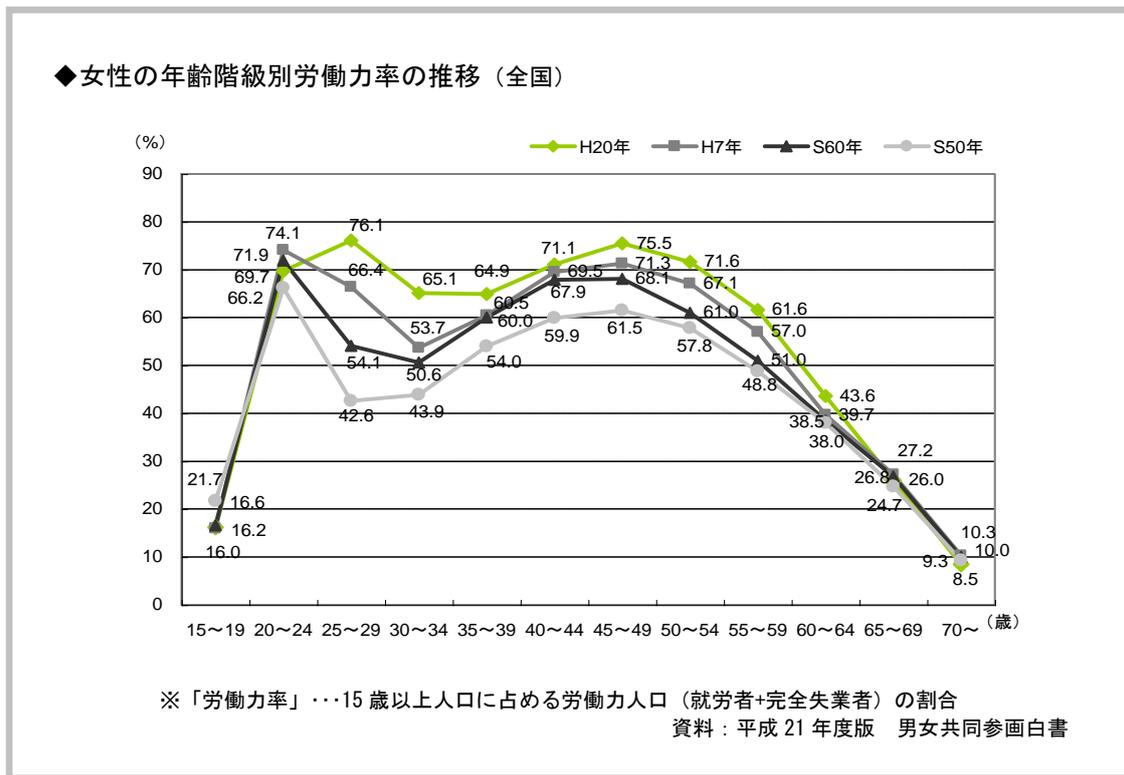
働くことは、生活のための経済的基盤を確保するというだけでなく、男女がともにその能力や個性を生かし、充実感ややりがいを感じながら、社会の発展に役立つという重要な意味を持っています。

少子高齢化の進展にともない、労働力人口の減少が見込まれる中では、働く場での男女共同参画を進めることが、さらに重要性を増しています。

企業にとっては、人材の確保だけでなく、製品などに求められる女性のニーズをとらえるといった点などからも、女性の積極的な登用が必要となっていくことが予想されます。

また、働く人々にとっては、働く意欲と能力を維持向上することができ、子育て期など人生の各段階に応じて働き方を選べる、といった、男女がともに働きやすい環境が整えられることが重要になっています。

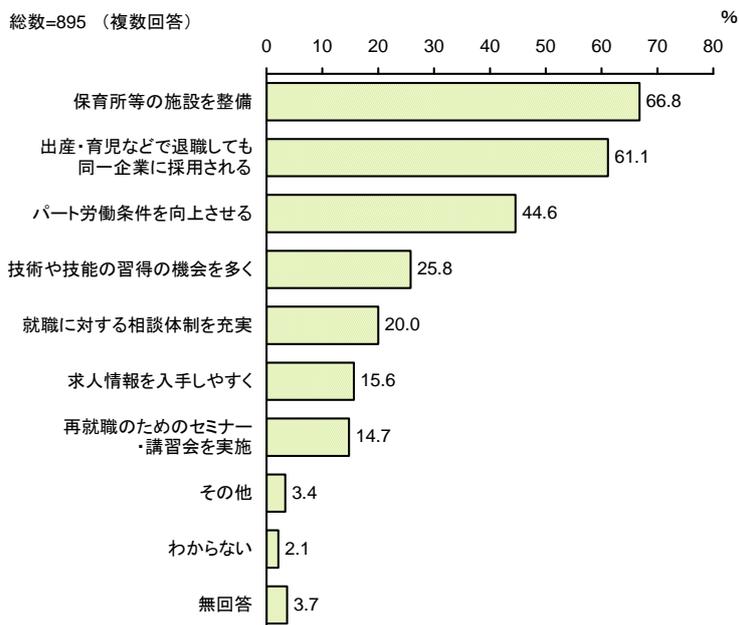
これまで、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、男女が平等に働くための法制度などの整備は進められてきました。しかし、未だ女性の約7割が結婚や出産を機に退職しており、職場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに進めることが必要です。



また、女性が出産・育児などで一度仕事を離れた後、再度仕事に就く際には、雇用条件が非常に厳しくなるという状況があり、継続就労や再就職、起業など、それぞれにあった働き方を選ぶことを可能にするための支援が求められています。

就労を継続することは女性が経験を積み、企業内での地位を向上させることを可能とし、働く場における男女共同参画を進めることにもつながっていきます。

◆再就職を希望する場合に必要な支援や対策



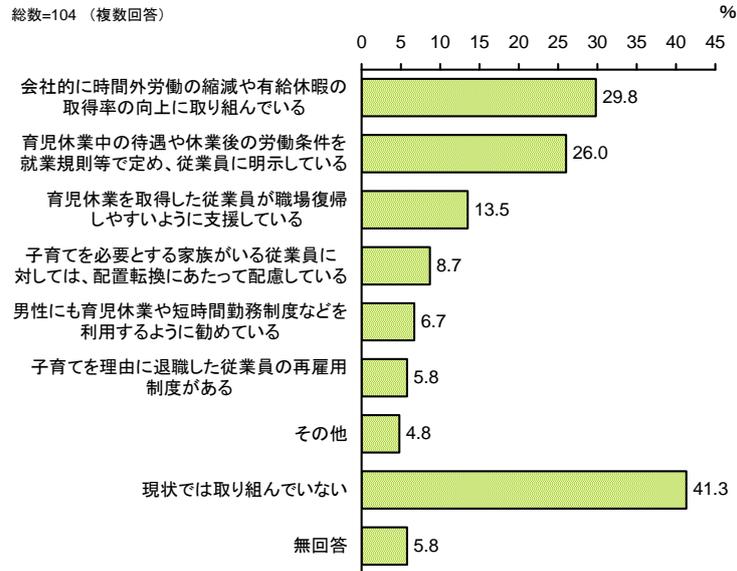
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査(平成20年)

中小企業では、育児・介護休暇の取得などが大企業に比べて困難な場合も多いですが、まず、経営者や労働者に対する意識づくりや、理解を広めていくことが大切です。

また、家族従業員の場合は、働き分に対してそれに見合う対価が支払われない場合があったり、保険や年金などの知識が十分でないため、不利益を被ってしまうことが多くあります。こうしたケースを防ぐため、それぞれの働き方に合わせた、法制度のわかりやすい情報提供を行っていく必要があります。

女性の企業経営者は、経営に重要な役割を担う一方で、仕事と家事など生活時間との区別が難しく、負担が大きくなる場合もあり、留意が必要です。しかし、女性の起業家が増えることで、女性の感覚を活かした経営・サービスが広まり、女性の社会参画を進める上でも効果があることから、一層の起業支援が求められます。

◆子育て支援制度の利用促進のために行っていること



資料：北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート(平成21年)

【課題3 「働く場における男女共同参画の推進」における数値目標】

指 標	現 状 値	計 画 期 間 中 の 目 標 値
子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業 (北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート)	平成20年度 取り組んでいる 52.9%	平成26年度 60%

【施 策】

施策の方向	取 組 み	取 組 み の 内 容	担 当 課
女性の就労支援	35 継続就労への支援	働く人には育児・介護休業制度の周知を、企業に対しては、国や東京都が行う、育児休業取得や代替要員の確保に対する助成制度の情報提供を行います。 また、継続就労のための取り組みを行っている企業を支援する制度を検討します。	産業振興課 男女共同参画推進課
	36 再就職のための支援	再就職のために必要な知識・情報を提供する講座を、職業経験・年代などに合わせて行います。また、精神面のケアが必要なケースでは相談事業につなげていきます。	産業振興課 男女共同参画推進課
女性の起業支援	37 起業のための知識、情報の提供	起業のために必要な知識・情報を提供するセミナーを行うほか、社会保険労務士による助言など実際の起業までの支援を行ないます。また、受講者や起業した女性のネットワークづくりを支援します。	産業振興課 男女共同参画推進課
	38 融資斡旋など起業支援	創業に必要な経済支援のため、融資を斡旋し、信用保証料や利子の一部を補助します。	産業振興課
ポジティブアクション※の推進	39 企業の取り組みを促進	企業が男女の不平等を是正する積極的な取り組みを行うよう、東京都労働相談情報センターと連携し、講座や情報誌を活用した啓発を行います。	産業振興課 男女共同参画推進課

※ポジティブアクション：個々の企業において、これまでの慣行や固定的な性別による役割分担意識などから女性が男性よりも能力の発揮しにくい環境におかれている場合、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取り組み。特に社会での女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組みのことをいいます。

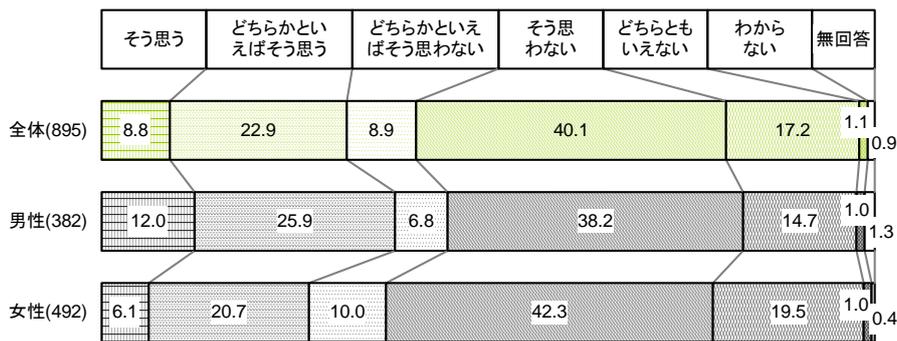
目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意志によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

課題1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成

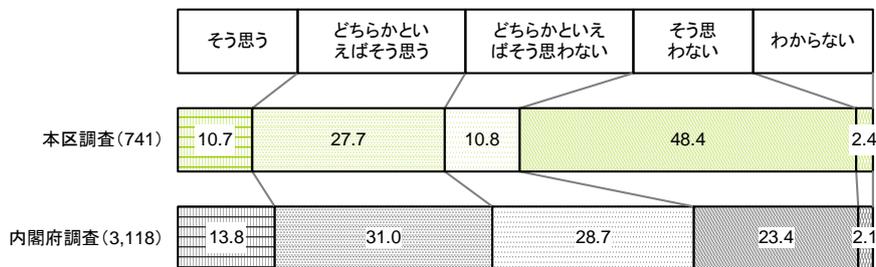
北区では、平成18年6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、男女共同参画の推進に努めていますが、男女共同参画意識の形成を進めるためには、一層の取り組みが必要です。

◆「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査(平成20年)

◆「男は仕事、女は家庭」という考え方について(区、内閣府比較)

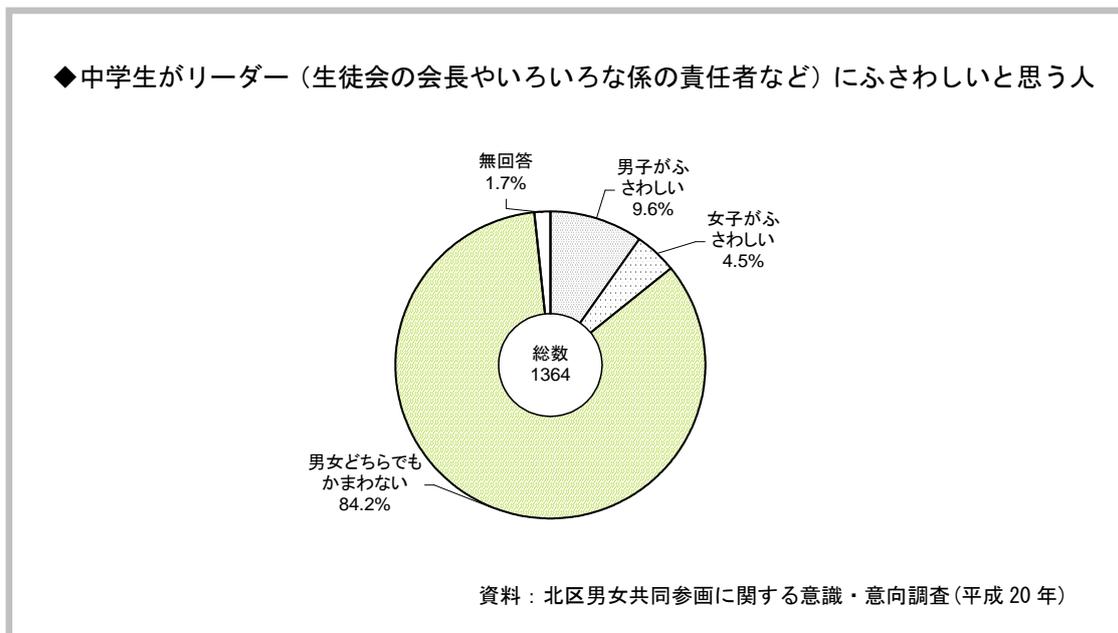


※選択肢の「そう思う」を「賛成」、「どちらかといえばそう思う」を「どちらかといえば賛成」、「どちらかといえばそう思わない」を「どちらかといえば反対」、「そう思わない」を「反対」と対応させて比較。本区調査で「どちらともいえない」という設問は除き、新たに計算し直した。

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査(平成20年)
内閣府 男女共同参画に関する世論調査(平成19年)

男女共同参画意識の形成には、学校教育の果たす役割が大きく、教職員の人権研修などで男女共同参画を取り上げていますが、さらに一步踏み込んだ研修の実施が求められます。

また、児童・生徒への男女平等意識は浸透してきていますが、性的被害やセクシャル・ハラスメントにあった場合の相談、心のケアなどの必要性が高まっています。一方で学校教育の現場には、様々な方面からの期待が大きいため、教職員の負担を軽くするための外部人材の活用などを検討する必要があります。



また、男女共同参画意識を広めるためには学校だけではなく、家庭や生涯学習の場など、様々な場面で啓発を行っていく必要があります。

区が実施した「男女共同参画に関する意識・意向調査」では、男女共同参画センターについて「施設があることを知らない」という回答が8割近くを占めました。区民に意識啓発を進めていく拠点施設として、従来行っている講座に加え、区民が男女共同参画センターを身近に感じるような活動に取り組む必要があります。

また、生涯学習や青少年活動など様々な区の事業や活動を通して、意識啓発を図っていかねばなりません。

◆北区男女共同参画センター（スペースゆう）の認知度

	利用したことがある	知っているが利用したことはない	施設があることを知らない	無回答
全体(895)	2.8	12.6	79.3	5.3
男性(382)	1.6	9.2	84.3	5.0
女性(492)	3.9	15.4	75.6	5.1

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査(平成20年)

◆「北区男女共同参画条例」の認知度

	制定したことも内容も知っている	制定したことは知っているが内容は知らない	制定したことは知らない	無回答
全体(895)	2.6	16.3	78.5	2.6
男性(382)	1.8	15.2	81.4	1.6
女性(492)	3.3	16.7	77.0	3.0

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査(平成20年)

◆◆ 男女共同参画センター“スペースゆう” 施設案内 ◆◆

※施設概要※

- 情報コーナー/図書、行政資料、雑誌、DVD等の閲覧・貸出
- 多目的室・活動コーナー・ミーティングルーム、交流サロン、相談室、保育室
- ギャラリー・プラネタリウムホール
※有料の施設が一部あります

※開館時間※

9:00~21:00 (日曜日 9:00~17:00)
※休館日：月曜日(祝日のときは翌日)、祝日、年末年始

所在地 〒114-8503 北区王子1-11-1 北とびあ5・6階

TEL 03-3913-0161 男女共同参画センター 北とびあ6階
FAX 03-3913-0081 スペースゆう タワーロードからお入りください。



【課題1 「あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成」における数値目標】

指 標	現状値	計画期間中の 目標値
「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合 (男女共同参画に関する意識・意向調査) ※男女共同参画に関する意識・意向調査は平成25年度実施予定	平成20年度 49%	平成25年度 60%

【施 策】

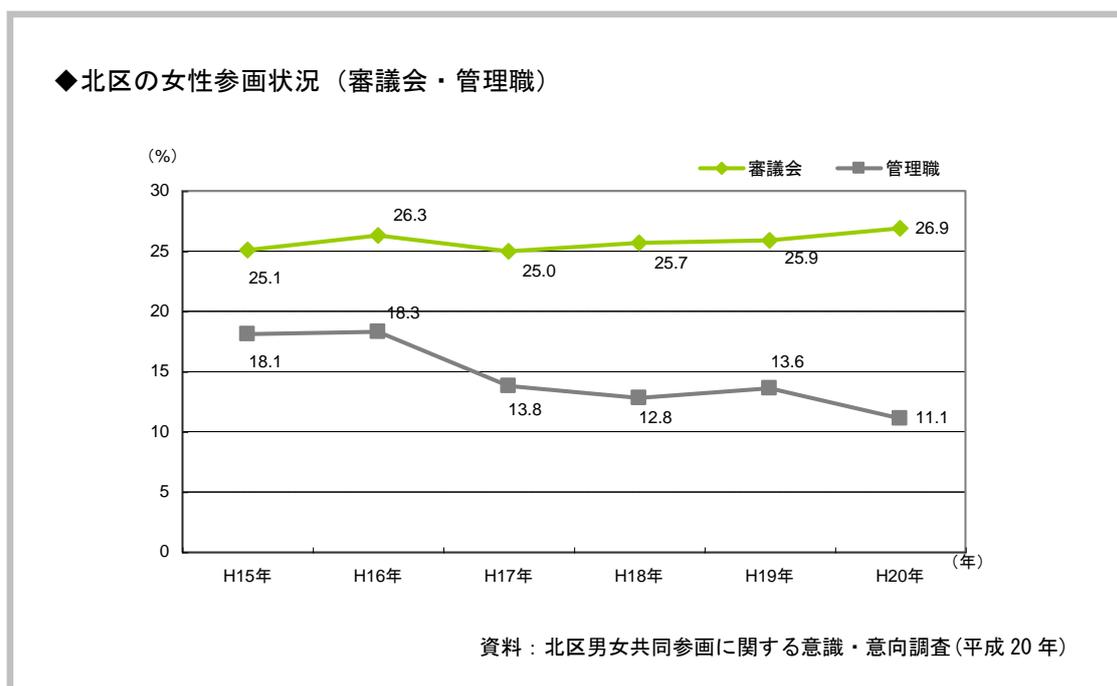
施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課
育ちの場における男女共同参画意識の形成	40 教職員等への研修の充実	各学校・幼稚園で、教職員が男女共同参画について、正しい理解と認識を深めるため、人権研修の中に男女共同参画を位置づけ、研修を行います。	男女共同参画推進課 教育指導課
	41 子どもへの意識啓発	保育園や幼稚園、小中学校など育ちの場において、男女共同参画の考え方を身につけるよう、日常活動での配慮を行うほか、混合名簿や男女共同参画の意識を育む教材などを活用して長期的な意識啓発に努めます。	保育課 学校支援課 教育指導課
	42 固定的性別役割分担にとられないキャリア教育	子どもたちが、将来の仕事について固定的性別役割分担にとられずに考えられるよう、中学校・高校へ男女どちらかの性が少ない職業分野で活躍している講師を派遣する職業教育キャラバンや、ワークショップを行います。	男女共同参画推進課
	43 相談体制の充実	小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、子どもたちの心の悩みの相談を行うなど、学校における相談体制を充実します。	教育指導課
家庭における男女共同参画意識の形成	44 幅広い区民への男女共同参画の啓発	男性向け講座や親子・家族で参加できる講座を充実し、幅広い区民への啓発や情報提供を行います。また、区の様々なイベントを活用して、男女共同参画条例の意義や活かし方などの周知を図っていきます。	男女共同参画推進課
	45 子どもを心育てる家庭教育の推進	「家族ふれあいの日」の行事、講座、広報紙を通じて、子どもと向き合い、心を育てる大切さなどの家庭教育の推進を図ります。また、携帯電話やインターネットの利用など、親子で問題を考え、話し合えるよう、講座や情報誌で知識の普及啓発を行います。	子育て支援課 男女共同参画推進課 生涯学習・スポーツ振興課
	46 家族で訪れる場での情報提供	多くの区民が訪れる図書館で、男女共同参画をテーマに、図書や資料の展示を行う特設コーナーを設置し、情報提供を行います。	男女共同参画推進課 中央図書館

施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課
地域における男女共同参画意識の形成	47 町会自治会など地域団体への啓発	町会・自治会や青少年地区委員会など地域団体の勉強会に、男女共同参画センターの出前講座を活用し、男女共同参画についての意識啓発を図ります。	地域振興課 男女共同参画推進課

課題 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、男女がともに政策や方針を決定する過程に参画することが重要です。

北区の審議会などにおける女性委員の割合や、区の女性管理職の割合は非常に低い状況にあります。また、地域においては、町会自治会長、小中学校の PTA 会長など、女性の役職者の割合は低くなっています。



このように政策・方針決定過程が一定の性に偏っていることは、多様な意見が反映されにくいだけでなく、女性が能力を伸ばす機会が少なくなるという意味でも、望ましい状況ではありません。

性別や年齢にとらわれず、実際に活動の中心となる人々がバランス良く政策・方針決定過程の場に参画できるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

【課題2 「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」における数値目標】

指 標	現状値	計画期間中の 目標値
審議会等の女性委員の割合	平成20年度 26.9%	平成26年度 40%

【施 策】

施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課
政策・方針決定 の場への参画 促進	48 審議会等への 女性の参画推 進	男女双方の意見が、区の施策にバランスよく反映されるよう、審議会等における女性委員の積極的登用を進めます。また、委員の公募に当たっては、男女比に配慮します。	各課
	49 町会自治会、 PTA等地域団体 のリーダーへ の女性の参画	地域団体のリーダーへの女性の登用について、地域団体の学習会への出前講座や情報誌を活用し、意識啓発を行います。	地域振興課 男女共同参画推進課
	50 女性の視点を 取り入れた計 画の策定	地域防災計画を策定する際に、備蓄・避難所運営などに女性の視点が反映されるよう、意見を取り入れる工夫をします。	防災課
管理・監督者へ の登用と職域 の拡大	51 活躍する女性 の情報提供	女性の企業経営者など様々な分野で活躍する女性を情報誌で紹介するほか、講演会などを開催し、女性自身の意識啓発を行います。	男女共同参画推進課
	52 女性の昇進試 験受験促進	区管理職について、現職者による受験のサポートを行うなど、女性職員の受験を促進します。	職員課
	53 固定的性別役 割分担にとら われない多様 な職種への採 用	区の保育士、技術職などについて、固定的性別役割分担にとらわれない採用を進めます。	職員課

課題3 日常生活における男女共同参画の推進

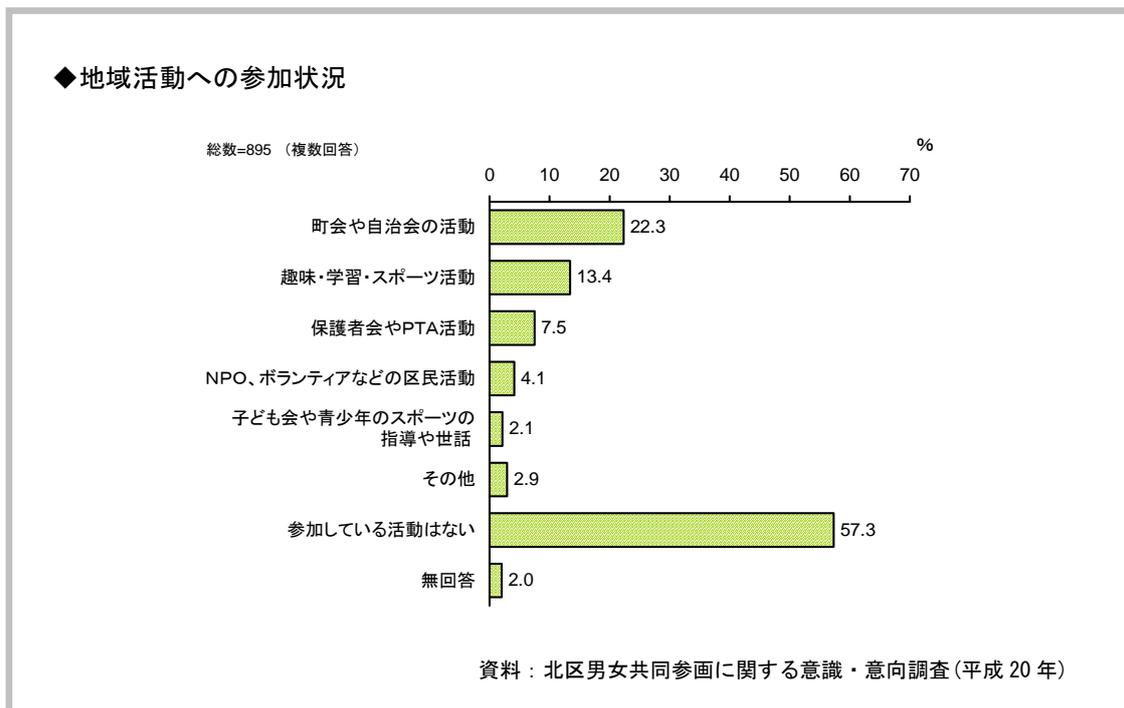
男女共同参画推進のためには、日常生活において、仕事や家庭の責任を男女で分担し、協力し合って、生活の充実度を増していくことが大切です。そのためには、身近な生活場面で行動を、男女共同参画という視点から検証することが必要です。

区が実施する事業では、男女別の参画状況などのデータを収集・蓄積し、意識や実態の把握に努めるとともに、事業を効果的に行っていくことに役立てるほか、それらのデータを活用して、区民に男女共同参画の進み具合をわかりやすく伝える工夫が必要です。

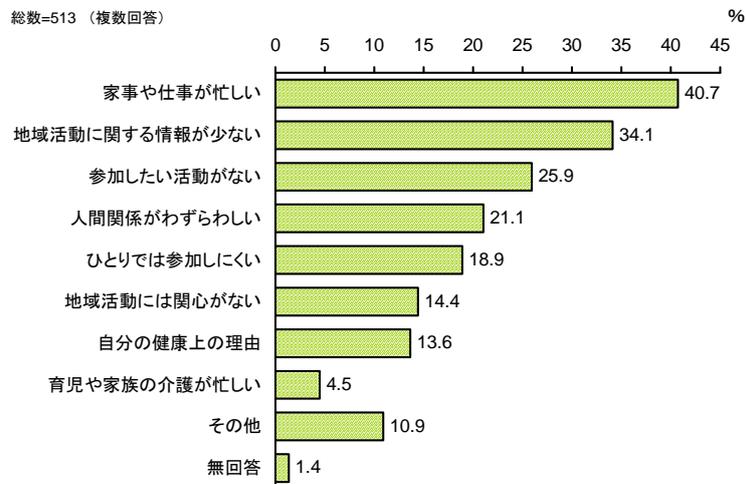
また、多くの方が男女共同参画推進に向けた、具体的な一歩を踏み出せるようなきっかけづくりが必要です。きっかけは身近なところにあります。

例えば、団塊世代の男性向けに行う事業では、家事、地域との関わりなど男性の生活自立につなげる取り組みを、ボランティアやNPO、地域の企業などの協力を得て行うことで、個人が地域へつながっていく可能性が広がります。

北区では、様々な団体による地域活動が幅広く行われていますが、分野別の活動や担い手が固定化している傾向にあります。今後は分野を越えた団体同士の連携や協働が求められます。



◆地域活動に参加していない理由



※「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」の〈地域活動への参加状況〉で「参加している活動はない」と答えた人が対象

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査(平成20年)

家族・地域の関係が希薄になりつつある今、様々な団体がそれぞれの活動の特色を生かしながら、様々な人と関わることで、地域社会にネットワークを広げていくことが望めます。

区はこうした取り組みが円滑に進むような環境を整える役割を担っています。男女共同参画をキーワードに人々をつなげていくことで、男女共同参画を特定の人だけの活動というイメージをもたれることなく、身近な問題として区民の間に広げていく必要があります。

【課題3 「日常生活における男女共同参画の推進」における数値目標】

指 標	現状値	計画期間中の目標値
男女共同参画条例、男女共同参画センターの認知度 (男女共同参画に関する意識・意向調査) ※男女共同参画に関する意識・意向調査は平成25年度実施予定	平成20年度 条例 18.6% センター15.4%	平成25年度 条例 60% センター60%

【施 策】

施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課
身近な生活場面における男女共同参画	54 男女共同参画を身近に感じる広報	男女共同参画が自分たちの身近にある課題、ということに気づくヒントとなる、日常の生活場面での事例などをまとめて情報誌で紹介します。	男女共同参画推進課
	55 男女共同参画に関するデータの収集	区民に男女共同参画の現状をわかりやすい形で情報提供するため、審議会の女性比率や健診の受診状況などをまとめた(仮称)男女共同参画データブックを作成します。	男女共同参画推進課
男女がともに自立し生活するための支援	56 男女の生活自立の促進	男女が生活自立するために必要性の高い、料理・家事、消費生活講座の参加を進めるほか、年金・保険など法律知識を身につける講座を開催します。	男女共同参画推進課 生涯学習・スポーツ振興課
	57 男女の地域活動への参加促進	団塊の世代が、地域活動に参加するきっかけとなる講座を実施します。また、講座参加者のグループ化と活動の場を地域に拡大していくことを支援します。	男女共同参画推進課 生涯学習・スポーツ振興課
多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大	58 団体・グループ活動の支援と交流促進	異なる分野で活動する団体が、それぞれの団体の特色を活かしながら活動を拡大できるよう、情報交換や交流の場を提供します。	男女共同参画推進課
	59 異なる国籍の区民の交流促進と情報提供	区内在住の外国人を対象に、交流事業を活用し、DVなど相談が困難な問題発見につなげていきます。	男女共同参画推進課

計画を推進するためのしくみ

課題1 区の推進体制の充実

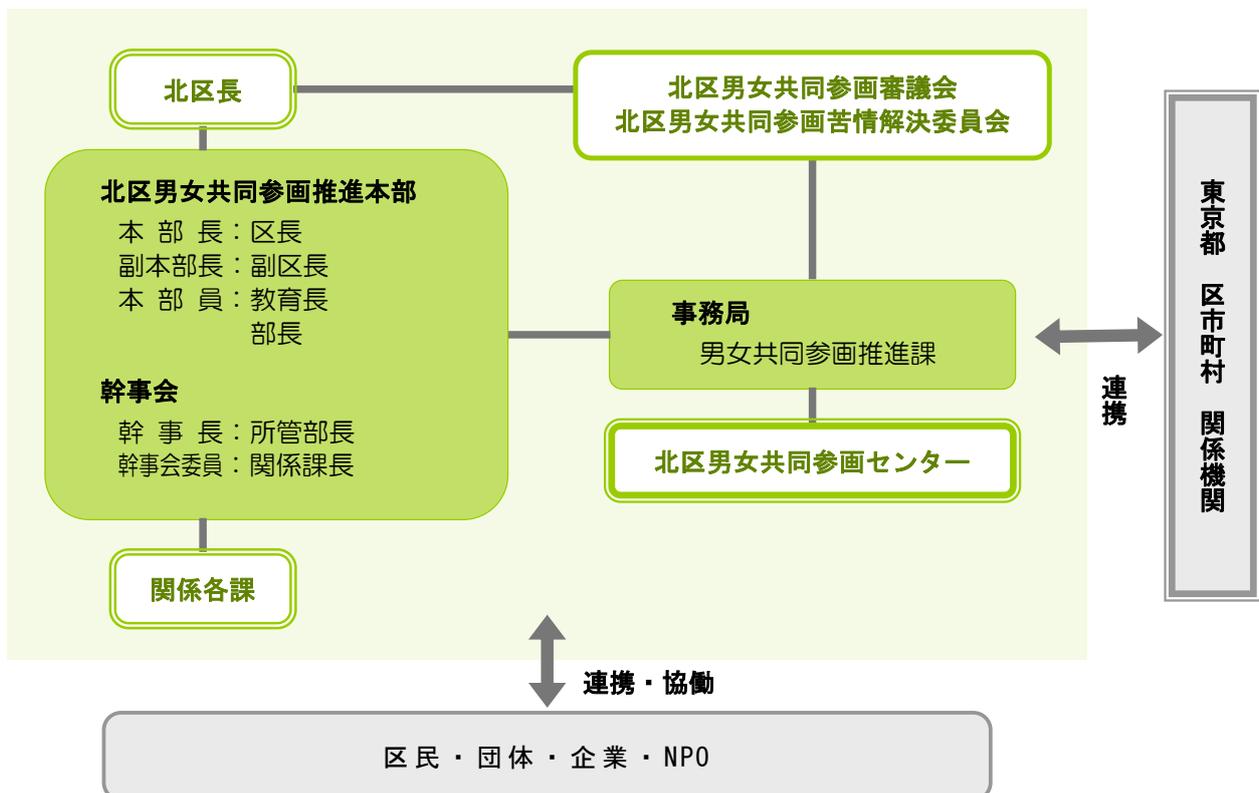
アゼリアプランに掲げた、目標とする地域社会の実現に向かって取り組みを進めていくためには、区の推進体制の充実が必要です。

男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部といった組織や、苦情解決制度などがより有効に機能していくよう努めるほか、プランの進捗状況を管理し、評価・見直しを行うしくみが必要です。

また、職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持ち、区が実施している事業に男女共同参画の視点を取り入れるほか、男性の育児休業取得など、区民・企業のモデルとなるような率先した取り組みが求められます。

男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センターは、より多くの区民に活用されるよう、事業の充実を図るとともに、従来の意識啓発だけにとどまらず、地域の課題解決に取り組んでいかなければなりません。

北区男女共同参画推進体制



【施 策】

施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課	
職員の意識啓発	60	職員の意識調査の実施	職員の男女共同参画に関する意識調査を実施し、実態を把握するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点が導入されるよう働きかけます。	男女共同参画推進課
	61	職員研修の充実	男女共同参画の現状や、ワーク・ライフ・バランスの推進など、自治体が地域におけるモデルとして取り組みを進めていく必要性などについて普及・啓発を図るため、全職員を対象に研修を実施します。	職員課 男女共同参画推進課
計画の進捗管理	62	計画の評価システムの運用	計画の評価システムを活用し、区の男女共同参画施策の進捗状況を明らかにするとともに、遅れている分野の進展を促します。	男女共同参画推進課
	63	定期的な区民意識調査の実施	区民の意識啓発という観点を含め、定期的に男女共同参画に関する意識意向調査を実施します。調査から区民の意識や施策の効果を検証し、計画の改定や施策に反映させていきます。	男女共同参画推進課
拠点施設の機能強化	64	幅広い区民参加の促進	男女共同参画センターでは年間の事業計画を策定し、幅広い区民参加を得られる講座・ワークショップ・講演など様々な事業を効果的に実施するほか、地域へ出張する出前講座を行います。また、事業運営・保育などに、有償ボランティアの参加を募ります。	男女共同参画推進課
	65	情報発信機能の強化	男女共同参画センターの情報コーナーの利便性を高め、利用を促進します。また、情報誌やホームページの内容を充実させ、区民の求める情報をわかりやすく提供することに努めます。	男女共同参画推進課
	66	区民ニーズの発見	事業実施後のアンケートなどから区民ニーズを発見し、事業の見直しや新たな事業の検討につなげていきます。また、講座などの終了後、それぞれの課題に継続して取り組む自主グループの活動を支援します。	男女共同参画推進課

課題2 区民、関係機関等との連携

男女共同参画は様々な分野にまたがる課題であり、行政のみで推進していくことは困難です。地域の課題解決に取り組むにあたっては、区民、企業や関係機関など、地域の様々な担い手との連携・協働が不可欠です。

DV 防止対策における連携、男女共同参画センターにおける区民との協働事業などを進めるほか、区民同士、団体同士あるいは区民と団体、企業などの交流を図りながら、男女共同参画推進に取り組まなければなりません。

【施策】

施策の方向	取り組み	取り組みの内容	担当課
区民・関係機関との連携	67 区民との協働事業の推進	区民による地域スタッフ※との協働事業や、区民団体とのパートナーシップ事業を実施し、企画段階から区民の視点を取り入れ、地域のネットワークを活用した事業を実施します。 また、区民と協働して男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組めます。	男女共同参画推進課
	68 情報発信など協力店舗の確保	商店街など区民が身近な場所で男女共同参画に関する情報が得られるよう、情報提供への協力店舗の確保を進めます。	産業振興課 男女共同参画推進課
	69 地域の企業との意見交換会や共同事業の推進	企業との意見交換会や講座・セミナーを連携・協力して実施し、共通の課題解決に取り組めます。	産業振興課 男女共同参画推進課
	70 関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決	各分野における関係機関や地域団体、NPOとの連携を強め、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組めます。	男女共同参画推進課

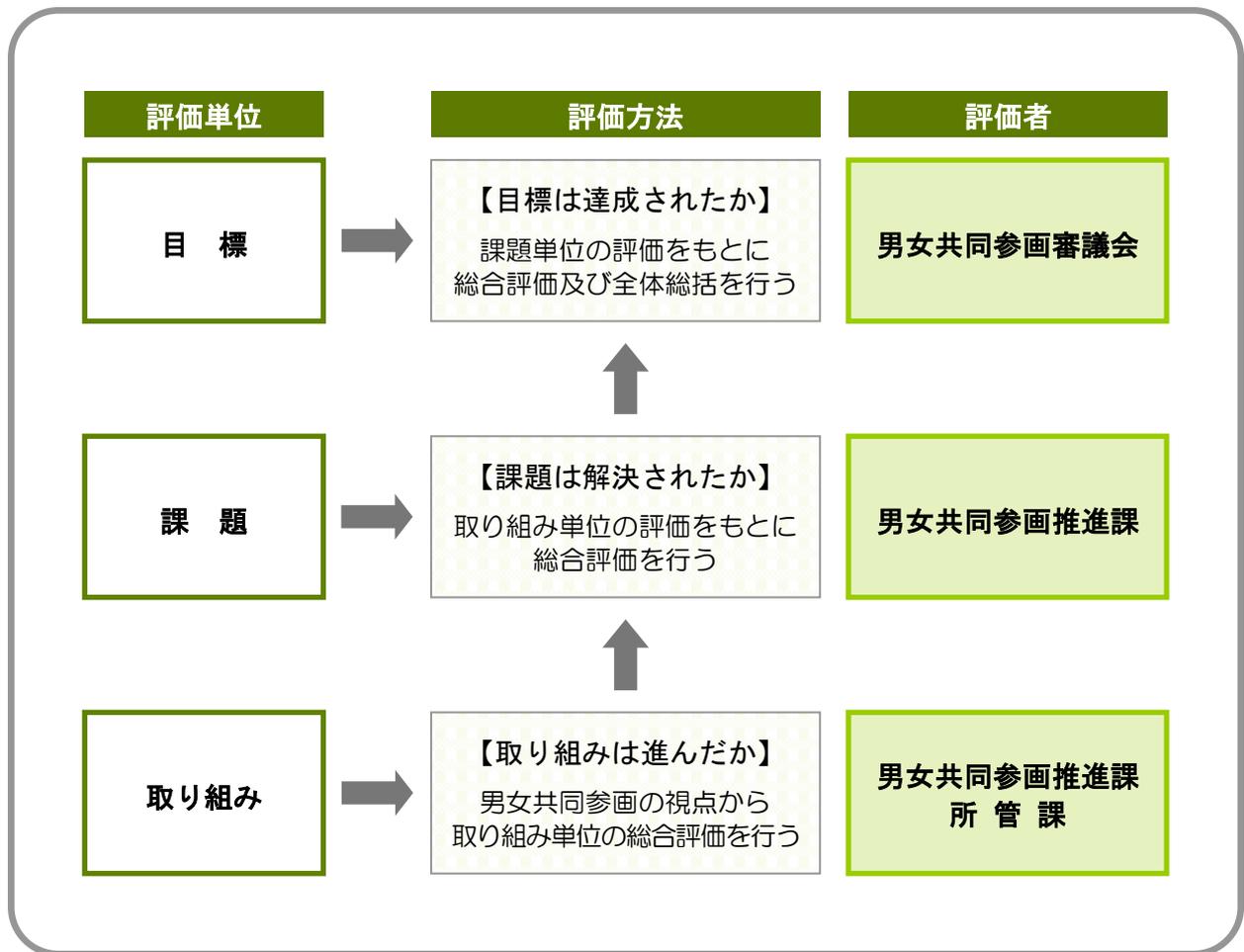
※地域スタッフ：区では、平成18年に、北区男女共同参画センターの事業に係わる具体的提案及びその実施について区民の意見及び要望を反映させるため、男女共同参画センタースタッフ会議を設置しました。この会議は、男女共同参画センターに勤務する職員（専門スタッフ）と地域スタッフで構成されています。地域スタッフは男女共同参画センター運営に係わってきた区民から区長が適任と思われる者を委嘱しています。

■ 計画の評価体系

計画の進捗状況を把握するとともに、施策の見直しや改善を進めるために、評価を毎年実施します。

評価は取り組み・課題・目標の各段階において、所管課・男女共同参画推進課・男女共同参画審議会が行います。

評価の必要事項は年次評価の手順書を別に定め、評価方法などは必要に応じて見直しを行います。

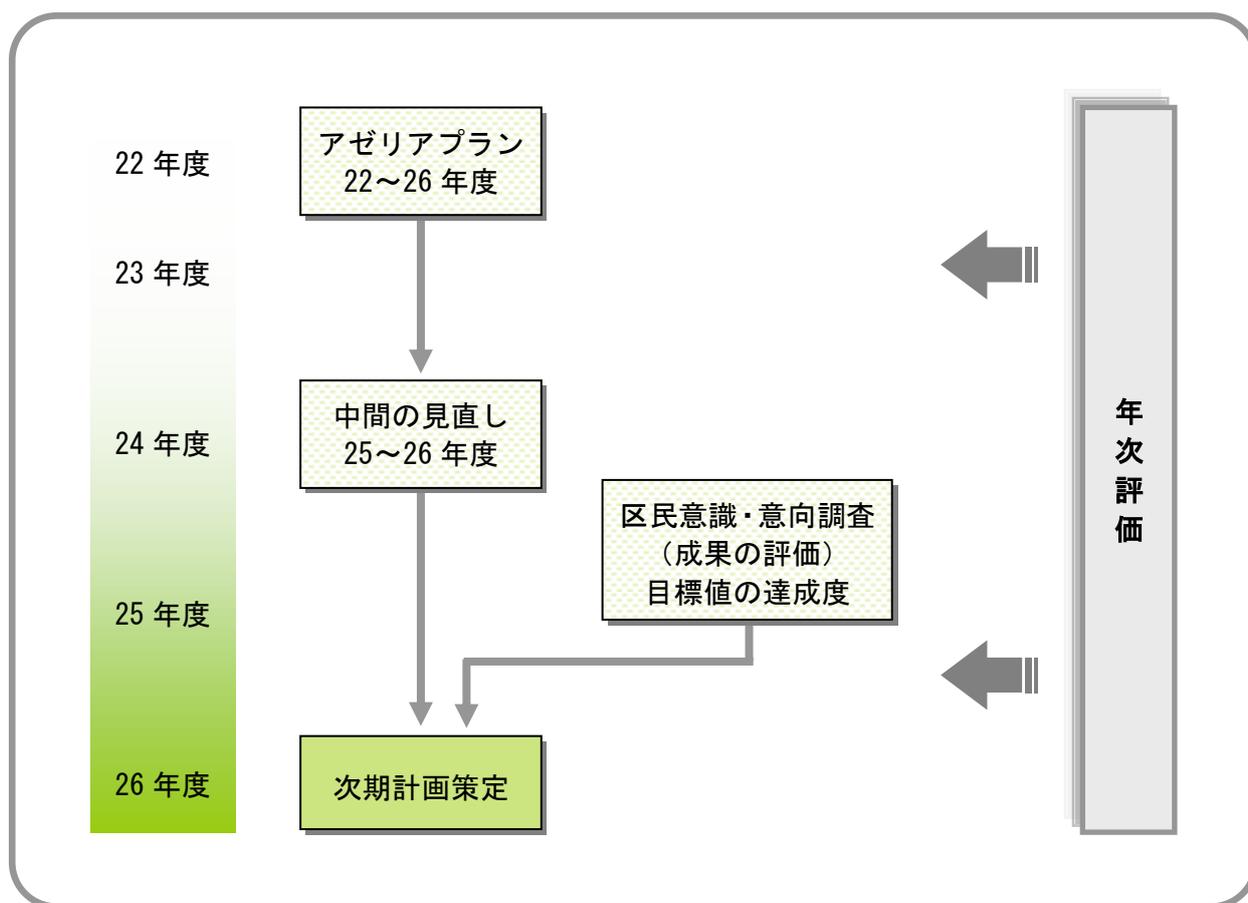


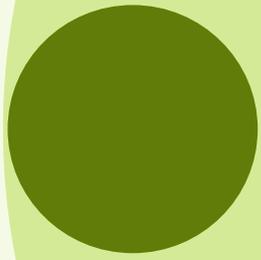
■ 計画の見直し

計画は、実施状況、社会の状況の変化に的確に対応するため、必要な見直しを行うものとします。

具体的には、計画期間の中間に当たる24年度に見直しを行います。

また、次期計画策定の準備として、男女共同参画に関する区民意識・意向調査を25年度に実施します。





資料

男女共同参画推進に関する国内外の動き

実施年	世界（国連）	国	都	北 区
昭和 50 年 (1975 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府婦人問題企画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年婦人のつどい開催 	
昭和 51 年 (1976 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人の 10 年」が始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法改正（離婚後婚氏続称制度の新設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都民生活局婦人計画課設置 ・東京都婦人問題懇話会「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的な考え方」提言 	
昭和 52 年 (1977 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人関係行政推進協議会設置 ・東京都婦人問題会議設置 	
昭和 53 年 (1978 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人白書」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定 	
昭和 54 年 (1979 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人情報センター開設 	
昭和 55 年 (1980 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国際婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法改正（配偶者相続分改正、寄与分制度新設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の 10 年中間記念事業開催 ・職場における男女差別苦情処理委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都北区婦人問題連絡会設置
昭和 56 年 (1981 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女労働者、家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約「156 条約」採択（ILO） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・「母子福祉法」改正 		
昭和 57 年 (1982 年)				
昭和 58 年 (1983 年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題解決のための東京都行動計画－男女の平等と共同参画へのとうきょうプラン－」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北区基本計画」策定（婦人の地位並びに福祉の向上のための目標設置）
昭和 59 年 (1984 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回日本女性会議（以後毎年開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題国際シンポジウム「アジア・太平洋地域における婦人問題」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・北区婦人の意識と生活実態調査 ・北区婦人問題講演会
昭和 60 年 (1985 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ）（2000 年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正国籍法成立（父系血統主義から父母両血統主義へ） ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約）」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の 10 年最終年都民会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「考えてみませんか国連婦人の 10 年」シンポジウム開催
昭和 61 年 (1986 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進有識者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の 10 年をふりかえって」発行 	
昭和 62 年 (1987 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人の地位委員会開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「若い女性の手帳」（福祉局）発行 	
昭和 63 年 (1988 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」一部改正（労働時間の短縮） 		
平成元年 (1989 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 44 回国連総会において「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択、1990 年に発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働省「パートタイム労働指針」発表 ・「国の審議会等における婦人委員の登用促進」提言 		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題懇話会設置 ・婦人団体リーダー養成研修

実施年	世界（国連）	国	都	北 区
平成 2 年 (1990 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都男女平等推進会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・北区婦人問題に関する意識と生活実態調査
平成 3 年 (1991 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」公布 ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性問題解決のための東京都行動計画、21 世紀へ男女平等推進東京プラン」策定 ・東京都男女平等推進基金設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・北区女性行動計画「アゼリアプラン」策定 ・北区アゼリアプラン推進区民会議設置 ・女性計画推進室設置
平成 4 年 (1992 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・女性問題担当大臣（官房長官兼務）設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・（財）東京女性財団設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人センターを女性センターに名称変更
平成 5 年 (1993 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法施行 ・男女共同参画社会に向けての全国会議開催 		
平成 6 年 (1994 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口・開発会議（カイロ） ・リプロダクティブヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」批准 		<ul style="list-style-type: none"> ・北区女性海外派遣事業開始 ・北区女性アーティスト展開催
平成 7 年 (1995 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ・ILO 総会にて「156 号条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京ウィメンズプラザ開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・北区女性のネットワーク発足
平成 8 年 (1996 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「優生保護法」改正（名称を「母体保護法」へ） ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次「北区アゼリアプラン」策定
平成 9 年 (1997 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正 ・「介護保険法」公布 		
平成 10 年 (1998 年)			<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次行動計画「男女平等に参画するまち東京プラン」策定 	
平成 11 年 (1999 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本法」施行 		
平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制法」施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等条約基本条例」施行 	
平成 13 年 (2001 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画会議および男女共同参画局設置 ・「女性に対する暴力をなくす運動（毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日）」実施決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次「北区アゼリアプラン」のための区民との意見交換会開催

実施年	世界（国連）	国	都	北 区
平成 14 年 (2002 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス & サポート東京プラン 2002」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進課を子ども家庭部へ組織改正・「北区アゼリアプラン推進区民会議」提言
平成 15 年 (2003 年)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃委員会による日本レポート審議（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」策定 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 		<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次「北区アゼリアプラン」策定
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者暴力防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定 「児童虐待の防止等に関する法律」一部改正 		<ul style="list-style-type: none"> 女性センターから男女共同参画センター（愛称：スペースゆう）に名称を変更して、北とびあに移転
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第 49 回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援東京都行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 北区アゼリアプラン推進区民会議（第 6 期）が「男女共同参画に関する条例に基本的考え方について（中間のまとめ）」を区長に提出
平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「北区男女共同参画条例」策定 北区男女共同参画審議会（第 1 期）設置
平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（インド） 	<ul style="list-style-type: none"> 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「配偶者暴力防止法」改正 「児童虐待の防止等に関する法律」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス & サポート東京プラン 2007」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 北区男女共同参画苦情解決委員会設置
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「新待機児童ゼロ作戦」策定 「次世代育成支援対策推進法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定 「仕事と生活の調和推進室」設置 「パートタイム労働法」改正 「労働基準法」一部改正公布（平成 22 年 4 月施行） 「児童虐待の防止等に関する法律」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の再チャレンジ応援マニュアル」作成 	<ul style="list-style-type: none"> 北区男女共同参画審議会（第 2 期）設置 北区男女共同参画に関する意識・意向調査実施 「アゼリアプラン改定のための基本的な考え方について」を男女共同参画審議会に諮問
平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（韓国） 女子差別撤廃委員会が第 6 回日本審査の総括所見発表 	<ul style="list-style-type: none"> 「母子及び寡婦福祉法」改正 「育児・介護休業法」改正 育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタート 「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」作成 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会が「第 4 次アゼリアプランのための提言」を区長に提出 「第 4 次アゼリアプラン」中間のまとめ策定 「第 4 次アゼリアプラン」中間のまとめについてパブリックコメント実施

男女共同参画行動計画策定の経過

平成20年(2008年)	10月	男女共同参画審議会(第2期)へ諮問
平成21年(2009年)	4月	男女共同参画審議会から「第4次アゼリアプランのための提言」答申
	5月	「第4次アゼリアプラン」策定のための各課調査
	9月	「第4次アゼリアプラン」中間のまとめ策定 男女共同参画推進本部開催 男女共同参画審議会開催
	10月	「第4次アゼリアプラン」中間のまとめについてパブリックコメントを実施
	11月	男女共同参画審議会開催
	12月	議会へのパブリックコメント結果報告
平成22年(2010年)	3月	「第4次アゼリアプラン」策定

東京都北区男女共同参画条例

(平成 18 年 6 月 30 日 条例第 43 号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的

及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接

であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策
- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(拠点施設)

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
- 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
- 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
- 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するものうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
 - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
 - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
 - 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(昭和60年7月1日 条令第7号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重

かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対

して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要

に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けられることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締

約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際

協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号 最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における

取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 三 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 五 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 三 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 四 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は

市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第二条** 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置

法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられ

ない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二日法律第一六〇号） 抄 （施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

用語解説

*育児・介護休業法

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的とした法律。正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。

*エンパワーメント

個人や集団が自らの生活への統御感を獲得し、組織的、社会的、構造に外郭的な影響を与えるようになること。また、女性が力をつけ、連帯して行動することによって自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方のこと。

*家族ふれあいの日

東京都及び心の東京革命推進協議会(青少年育成協会)では、「深めよう!親子の絆考えよう!家族の関係」をキャッチフレーズに、毎月第3土・日曜日を「家族ふれあいの日」として設定しています。ファミリーレストランや文化施設、レジャー施設等での優待制度を発足させ、家族みんなで楽しめる機会を提供しています。※「心の東京革命」とは、親や大人が子どもたちに正面から向き合い、関わっていこうという呼びかけであり、次代を担う子どもたちに対し、親と大人が責任をもって正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく取組です。

*ジェンダー

生物学的な男女の区別「性別」ではなく、「文化的、社会的につくられた性差」のこと。人が誕生と同時に割り振られる男女の区分と、「女らしさ」や「男らしさ」など期待される男女の行動や態度、役割など固定化した男女のイメージは、社会がつくり上げた人為的なもので、社会、文化、時代によって異なります。

*性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

「性と生殖に関わる健康・権利」の確立にかかわる包括的な考え方のこと。1994年(平成6年)の世界人口開発会議で提唱され、今日、女性の人権の重要な1つと認識されています。

いつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことが含まれ、生涯にわたる性と生殖に関する女性の健康と自己決定権の確立を目指しています。関連して、思春期や更年期における健康上の問題、不妊、安全な避妊・中絶、性感染症の予防、患者の人権を尊重した治療のあり方などの、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

*性の商品化

風俗産業、メディア等女性の性を商品として扱うこと。女性の人権侵害であるとともに、青少年の人格形成への悪影響が指摘されています。

*男女雇用機会均等法

雇用の分野において男女が性別により差別されることなく、均等な機会や待遇を確保することをめざし、男女労働者の間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的かつ具体的な取組（ポジティブ・アクション）を促進するための法律。また、働く女性の母性を尊重しつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱い禁止を定めています。

*配偶者暴力防止法

今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的としてつくられた法律。正式名称は「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」といいます。

*ファミリーサポート制度

「子どもを預けたい人（依頼会員）」と「育児の援助をしたい人（提供会員）」が区に登録し、紹介されるしくみで、地域において育児援助活動をする有償ボランティア制度のこと。仕事と育児を両立して安心して働くことができるように、また乳幼児を育児中の親が緊急的・突発的な事情のため一時的保育を必要とした際などに、地域で子育てや介護を支えていこうとするシステムです。

*メディア・リテラシー

メディアの受け手が必要な情報を手に入れ、メディアを主体的に読み解くとともに、自分で考え、自分の意見を発信する能力のこと。マス・メディアからの情報を無批判にただ受動的に受け止めるだけでなく、情報を積極的に解釈したり批判したりする力を育て、メディアとの緊張関係を持って、メディアそのものを変えていくことが必要です。

*ワークショップ

さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。

*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働く人が、子育てや介護、自己啓発、地域活動などといった仕事以外の生活と仕事とを自分が望むバランスで実現できるようにすること。また、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方や社会の在り方にまで関わる重要な課題です。

北区男女共同参画行動計画 アゼリアプラン（第4次）

平成22年（2010年）3月発行

刊行物登録番号 21 - 1 - 069

【編集・発行】 北区子ども家庭部男女共同参画推進課
北区王子 1-11-1 北とびあ 5・6階
☎03-3913-0161



City of Kita